

宜 議 第 4 0 6 号  
令和 5 年 1 1 月 2 2 日

議 長  
呉 屋 等 殿

経 済 建 設 常 任 委 員 会  
委 員 長 知 名 康 司

委 員 会 審 査 結 果 に つ い て ( 報 告 )

第 4 4 6 回 宜 野 湾 市 議 会 定 例 会 に お い て、本 委 員 会 に 付 託 さ れ た 案 件 の 審 査 を 終 了 い た し ま し た の で、各 案 件 の 報 告 書 及 び 会 議 録 の 写 し を 添 え て、委 員 会 条 例 第 2 9 条 の 規 定 に よ り、そ の 結 果 を 報 告 い た し ま す。

1. 委 員 会 活 動

期 間 期 日	会 議 月 日	備 考
令 和 4 年 1 0 月 7 日	令 和 4 年 1 0 月 7 日	正・副委員長の互選、認定第7号、議案第57号、議案第62号、議案第63号、議案第64号、認定第7号
令 和 4 年 1 0 月 1 1 日	令 和 4 年 1 0 月 1 1 日	認定第3号、認定第4号、認定第7号、議案第53号、議案第54号、議案第59号、議案第60号、陳情第4号
令 和 4 年 1 0 月 1 2 日	令 和 4 年 1 0 月 1 2 日	議案第62号、陳情第6号
会 議 日 数 3 日 間		

## 2. 会議事項

議案番号	件名	付託月日	議決月日	結果
—	正副委員長の互選	—	—	—
議案第53号	令和4年度宜野湾都市計画宇地泊第二土地区画整理事業特別会計補正予算(第1号)	令和4年10月6日	令和4年10月12日	原案可決
議案第54号	令和4年度宜野湾都市計画佐真下第二土地区画整理事業特別会計補正予算(第1号)	令和4年10月6日	令和4年10月12日	原案可決
議案第57号	令和4年度宜野湾都市計画西普天間住宅地区土地区画整理事業特別会計補正予算(第1号)	令和4年10月6日	令和4年10月12日	原案可決
議案第59号	宜野湾市廃棄物の減量化の推進及び適正処理に関する条例の一部を改正する条例について	令和4年10月6日	令和4年10月12日	原案可決
議案第60号	宜野湾市企業立地促進条例の一部を改正する条例について	令和4年10月6日	令和4年10月12日	原案可決
議案第62号	西普天間住宅地区区画道路築造工事(2工区)請負契約について	令和4年10月6日	令和4年10月12日	同意
議案第63号	令和3年度宜野湾市水道事業会計剰余金の処分及び決算の認定について	令和4年10月6日	令和4年10月12日	原案可決及び認定
議案第64号	令和3年度宜野湾市下水道事業会計剰余金の処分及び決算の認定について	令和4年10月6日	令和4年10月12日	原案可決及び認定
認定第3号	令和3年度宜野湾都市計画宇地泊第二土地区画整理事業特別会計歳入歳出決算の認定について	令和4年10月6日	令和4年10月12日	認定
認定第4号	令和3年度宜野湾都市計画佐真下第二土地区画整理事業特別会計歳入歳出決算の認定について	令和4年10月6日	令和4年10月12日	認定
認定第7号	令和3年度宜野湾都市計画西普天間住宅地区土地区画整理事業特別会計歳入歳出決算の認定について	令和4年10月6日	令和4年10月12日	認定
陳情第4号	「駐留軍関係離職者等臨時措置法」の有効期限延長に関する陳情	令和4年10月6日	—	継続審査

陳 第 6 情 号	喜友名グスク内にあった香炉を宜野湾市の西普天間住宅地区公園緑地等基本計画（案）に示された「喜友名グスクゾーン」内に戻すための合祀祠の設置について	令和 4 年 10月6日	—	継 続 審 査
-----------------	--	-----------------	---	------------

経済建設常任委員会会議録

○開催年月日 令和4年10月7日（金） 1日目

午前10時00分 開会  
午後 3時15分 散会

○場 所 第2常任委員会室

○出席委員（6名）

委員長	知名康司	副委員長	宮城政司
委員	濱元朝晴	委員	又吉亮
委員	宮城優	委員	嶺井拓磨

議長	呉屋等
----	-----

○欠席委員（1名）

委員	下地崇
----	-----

○説明員（19名）

建設部長 次	多和田 功	市街地整備課長 課	宮城 政勝
市街地整備課 市街地整備担当技幹	嶺井 実克	市街地整備課長 計画係	桐澤 秀明
市街地整備課 工事一係長	仲間 淳	市街地整備課 主任主事	伊佐 真也
市街地整備課 主任技師	眞志喜 徹也	市街地整備課 技師	大城 すず香
契約検査課 課長	伊禮 理子	契約検査課 契約検査係長	比嘉 祐一
上下水道局 次長	新垣 勉	総務企画課長 課	座喜味 睦子
総務企画課 経理係長	喜友名 達矢	総務企画課 経理担当主査	神田 恭子
総務企画課 主任主事	米須 清貴	総務企画課 主事	平良 美香
業務サービス課 業務管理係長	親川 巧	水道施設課長 課	高宮城 淳
下水道施設課 課長	城間 勝也		

○参考人（0名）

○議会事務局職員出席者

主	事	又	吉	竜	希
---	---	---	---	---	---

○本日の委員会に付した事件及びその審査順序

- (1) 正・副委員長の互選
- (2) 認定第 7 号 令和 3 年度宜野湾都市計画西普天間住宅地区土地区画整理事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- (3) 議案第 5 7 号 令和 4 年度宜野湾都市計画西普天間住宅地区土地区画整理事業特別会計補正予算（第 1 号）
- (4) 議案第 6 2 号 西普天間住宅地区区画道路築造工事（2 工区）請負契約について
- (5) 議案第 6 3 号 令和 3 年度宜野湾市水道事業会計剰余金の処分及び決算の認定について
- (6) 議案第 6 4 号 令和 3 年度宜野湾市下水道事業会計剰余金の処分及び決算の認定について

第446回宜野湾市議会定例会（経済建設常任委員会）

令和4年10月7日（金）第1日目

○事務局 皆さん、おはようございます。これから経済建設常任委員会の会議を進めてまいります。当委員会事務を担当いたします又吉です。どうぞよろしく願いいたします。

では、改選後、初の委員会でありますので、委員長が選出されるまでの間、委員会条例第9条第2項の規定により、年長の知名康司委員に臨時委員長の職務を行っていただきたいと思います。お願いいたします。

○知名康司 臨時委員長 おはようございます。年長のゆえをもちまして、正規の委員長が選任されるまでの間、私が臨時委員長の職務を行います。委員諸公の御協力方、よろしく願いをいたします。

ただいまより経済建設常任委員会を開会いたします。

（開会時刻 午前10時00分）

---

【議題】

正・副委員長の互選について

○知名康司 臨時委員長 これより委員長の互選を行います。

互選の方法は指名推選または投票のいずれかの方法により行うかをお諮りします。

---

○知名康司 臨時委員長 休憩いたします。（午前10時01分）

○知名康司 臨時委員長 再開いたします。（午前10時01分）

---

○知名康司 臨時委員長 委員長の互選については、休憩中にお諮りいたしましたように指名推選の方法により行いたいと思います。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」という者あり）

○知名康司 臨時委員長 御異議ありませんので、さよう決定いたしました。

次に、指名の方法については、濱元朝晴委員から指名していただきたいと思います。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」という者あり）

○知名康司 臨時委員長 御異議ありませんので、さよう決定いたしました。

それでは、濱元朝晴委員、指名をお願いいたします。

○濱元朝晴 委員 今、臨時委員長から指名推選ということで、知名康司委員を推薦したいと思います。

○知名康司 臨時委員長 ただいまの指名に御異議ありませんか。

（「異議なし」という者あり）

○知名康司 臨時委員長 御異議なしと認めます。よって、私、知名康司が委員長に当選しました。ありがとうございます。

それでは、就任に当たり、御挨拶をいたします。

ありがとうございます。経済建設常任委員会として、皆さん方の協力でもって、今後4年間、議会も含めて当局も当然入りますので、宜野湾市の発展に向けて頑張りたいと思いますので、御協力をよろしく願いいたします。ありがとうございました。

(拍手あり)

---

○知名康司 委員長 休憩いたします。(午前10時03分)

○知名康司 委員長 再開いたします。(午前10時04分)

---

○知名康司 委員長 これより副委員長の互選を行います。

副委員長の互選の方法は、指名推選または投票のいずれかの方法により行うか、お諮りいたします。

---

○知名康司 委員長 休憩いたします。(午前10時04分)

○知名康司 委員長 再開いたします。(午前10時05分)

---

○知名康司 委員長 副委員長の互選については、休憩中にお諮りいたしましたように指名推選の方法により行いたいと思います。これに御異議ありませんか。

(「異議なし」という者あり)

○知名康司 委員長 御異議ありませんので、さよう決定いたしました。

次に、指名の方法については、委員長から指名したいと思います。これに御異議ありませんか。

(「異議なし」という者あり)

○知名康司 委員長 御異議ありませんので、さよう決定いたしました。

それでは、私から指名をいたします。

副委員長に宮城政司 委員を指名したいと思います。ただいまの指名に御異議ありませんか。

(「異議なし」という者あり)

○知名康司 委員長 御異議なしと認めます。よって、宮城政司 委員が副委員長に当選されました。

ただいま副委員長に当選されました宮城政司 委員の就任の御挨拶をお願いいたします。

○宮城政司 副委員長 副委員長に選んでいただき、ありがとうございました。

新人議員の皆さんも多い、若い委員、年配の方もいらっしゃるのですけれども、人数も少ないので、ぜひ小回りを利かせて、委員長がおっしゃるように楽しくしっかり議論できるように委員長を支えながら頑張りたいと思いますので、ぜひよろしく願いします。

(拍手あり)

○知名康司 委員長 次に、経済建設常任委員の辞任について議長からの申出があります。議長。

○呉屋等 議長 本会議において経済建設常任委員に選任されておりますが、議長の職務に専念をしたく委員

を辞任したいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

---

○知名康司 委員長 休憩いたします。(午前10時06分)

○知名康司 委員長 再開いたします。(午前10時13分)

---

**【議題】**

認定第7号 令和3年度宜野湾都市計画西普天間住宅地区土地区画整理事業特別会計歳入歳出決算の認定について

○知名康司 委員長 これより議事に入ります。

本委員会に付託されました認定第7号 令和3年度宜野湾都市計画西普天間住宅地区土地区画整理事業特別会計歳入歳出決算の認定についてを議題といたします。

本件に対する質疑を許します。

(「説明」という者あり)

---

○知名康司 委員長 休憩いたします。(午前10時14分)

○知名康司 委員長 再開いたします。(午前10時14分)

---

○知名康司 委員長 説明をお願いします。建設部次長。

(執行部説明省略)

○知名康司 委員長 ただいま認定第7号 令和3年度宜野湾都市計画西普天間住宅地区土地区画整理事業特別会計歳入歳出決算の認定について説明がございましたけれども、この中で何か質疑がありませんでしょうか。

先ほど資料の提出もございましたが、これに基づいてでもよろしいです。3枚目の土地区画整理事業進捗状況、監査からの監査資料、これも分かりやすく出ておりますので、参考にして。資料に関してはページ…

(「42から44です」という者あり)

○知名康司 委員長 何かございませんか。最初ですから、分からなくても結構ですから、数字に関しても、内容に関しても、何か気になって、本来だと現場が分かれば、かなり分かりやすいのですけれども、西普天間住宅地区の現場が、どれだけ工事が進んでいるのか、これも見ながらだと、余計分かるのですけれども、今回は決算の数字に関して。濱元委員。

○濱元朝晴 委員 462ページの歳出。1款1項1目の総務管理費で、02土地区画整理審議会委員報酬3万7,000円とあるのですが、これはメンバーは何名ぐらいで、決算だから1か年通してその金額になっていると思うのですが、ちょっとその辺の説明をいただけますか。

○知名康司 委員長 市街地整備課長。

○市街地整備課長 メンバーは9名というふうになっております。補足説明しましょうね。実績は1回行っ

て、その中の3名の欠席ということになっております。6名の報酬分を払っているという格好になっております。

○知名康司 委員長 濱元朝晴委員。

○濱元朝晴 委員 今、9名のうち6名の出席で、この金額でしたことですが、これは随時あるのか、審議会。それとも何かあるときに集まるのでしょうか。

○知名康司 委員長 市街地整備課長。

○市街地整備課長 随時という形になっております。と申しますのも、この審議会が必要な場合、例えば仮換地をどうしても替えなくてはいけないとか、そういった場合にお呼びして審議会を開いていただいています。

○知名康司 委員長 濱元朝晴委員。

○濱元朝晴 委員 何かあった場合に招集するというお話で理解しました。この予算というのが、ある程度決まっていると思いますが、その辺はどのような感じでやっているのですか。

○知名康司 委員長 市街地整備課長。

○市街地整備課長 宜野湾市の区画整理の条例で示しています。

○知名康司 委員長 濱元朝晴委員。

○濱元朝晴 委員 条例で決まっているということで、その報酬の金額というのは、ある程度最初は決まっていなくて、金額は決まっていなくて、結局これを4～5回した場合、金額が上がりますよね。

(「はい」という者あり)

○濱元朝晴 委員 招集した場合に応じて金額は決まってくるということで、理解してよろしいのでしょうか。

○知名康司 委員長 市街地整備課長。

○市街地整備課長 おっしゃるとおりなのですけれども、私たちも当初予算を計上する場合には、年間5回ぐらいだろうという、そういった想定をして行っているところです。

○知名康司 委員長 濱元朝晴委員。

○濱元朝晴 委員 理解しました。

○知名康司 委員長 ほかに。宮城政司 委員。

○宮城政司 委員 よろしくお願ひします。ちょっと基本的かもしれないですけれども、収入未済額11億6,347万1,000円の、収入未済となった理由について説明をお願いします。

(「ページは…」という者あり)

○宮城政司 委員 失礼しました。457ページ、歳入の1款1項2目になります。

○知名康司 委員長 建設部次長。

○建設部次長 詳細は、担当課長のほうから。基本的には、今回西普天間住宅地区に関しては工事関係の繰越し等がありましたので、繰越しをするということは、当然国庫補助金とかもその年には受けられなくなりますので、その分の収入関係、歳入関係が未済になっているという状況ですけれども、数値的なものは担当課長のほうから説明させます。

○市街地整備課長 今お話ししたように交付額が13億9,200万円ということになっているのですが、この補助率が10分の9ということになっていて、この補助額の分の収入未済額が、この11億6,347万1,000円という形

になっております。

○知名康司 委員長 宮城政司 委員。

○宮城政司 委員 すみません。今のお話は、10分の9が丸々受けられなかったということですか。

○知名康司 委員長 建設部次長。

○建設部次長 繰越額が、工事費の繰越しとかが14億円余りありますので、その10分の9の補助金に関しては、やはり完了しないと受けられませんので、そのまま収入未済として一緒に繰越しされるということになります。令和4年度の決算に上がってくるということになります。

○知名康司 委員長 宮城政司 委員。

○宮城政司 委員 当初予算額から繰越しというふうになっていると思うのですが、本来の想定であれば、これは全額使ったことを想定されていたけれども、理由があつて繰越しになったという理解で合っていますか。

○知名康司 委員長 建設部次長。

○建設部次長 そのとおりでございます。

○知名康司 委員長 宮城政司 委員。

○宮城政司 委員 その辺りは、議案第57号とかで説明というか、繰越しになっている理由があるということですか。

○知名康司 委員長 建設部次長。

○建設部次長 繰越明許費の資料がついたのがあつたと思うのですが、こちらで繰越し…。

○宮城政司 委員 これになりますか。

○建設部次長 すみません。これについては、今出ているやつは、令和4年度から令和5年度への繰越しの話のほうですよね。今回の決算のほうは令和3年度から令和4年度に繰越しされていますので、繰越しの手続きは終わっています。今繰越しの工事を進めていますので、今回令和4年度で事業が、工事が完成すると、当然その分の補助金が歳入で入ってくるということになります。

○知名康司 委員長 宮城政司 委員。

○宮城政司 委員 ありがとうございます。細かなくていいのですが、令和3年度決算で繰越しした主な原因、理由といたしますか、説明をお願いします。

○知名康司 委員長 市街地整備課長。

○市街地整備課長 例えば電線共同溝とかも、そういったあるんですけど。例えば地権者と乗り入れ、そういったものを決めるために日数がかかったとか、あとは例えば橋、橋梁を今造ってしまして、そういったものも、前の議会にも話はしているのですが、地番が変わってそれに伴い、全て変わりましたという変更がありますので、そういった変更で、またちょっと、そういったいろいろな要因があります。

○知名康司 委員長 宮城政司 委員。

○宮城政司 委員 ありがとうございます。全体の計画といたしますか、いつまでに予定していて、いろいろな事情があつて、繰越しして、この計画自体が少し遅れる部分が発生すると思うのですが、当初の計画では、いつまでに終わる予定だったか。それが守れそうかというのを教えていただけますでしょうか。

○知名康司 委員長 市街地整備課長。

○市街地整備課長 私のほうから御説明いたします。平成30年度から令和9年度までということになっております。令和9年度までに今おっしゃるように、遅れないかという心配もあると思うのですが、確かに私たちも工程管理をしっかりとしながらやっているところです。ですので、繰越ししたり、もしかしたらどうかして早く終わらす方法ないかと、例えば一括で工事をやるのではなくて、並行にできる工事はないかなと、そういった感じで、工夫しながらやり取りしながら進めております。

○知名康司 委員長 宮城政司 委員。

○宮城政司 委員 ありがとうございます。最後にちょっと確認なのですが、465ページの実質収支に関する調書から、5番目の実質収支額3,258万1,277円、この収支で黒といますか、プラスになっている金額は繰り越されるわけではなくて、どのように扱われるか、説明をお願いします。

○知名康司 委員長 建設部次長。

○建設部次長 基本的に、先ほど繰越しに関しては、4番の繰越額のほうに含まれますので、繰越しは除きます。それ以外に歳入歳出を立てて、一応黒字とは呼んでいるのですが、実際は不用額みたいな感じなのですが、そこについては実質収支額ということで、今回3,200万円上がってきていますので、これは次に補正のほうで、そこにまた繰入れをするような形になります。

○宮城政司 委員 以上です。ありがとうございました。

○知名康司 委員長 ほかに。又吉亮委員。

○又吉亮 委員 459ページなのですが、1つ確認させてください。6款保留地処分金でゼロ円ではあるのですが、これは令和3年度の予算のときに、たしか廃目にしてはいるはずなのですが。廃目の扱いだった場合、ゼロ円でも、この科目として載るのかどうか。私の認識では、廃目となった場合は、保留地処分金そのものがなくなってしまいます。ここに記載されることはなくなるものだと思っていたのです。予算審議のときに琉大の1ヘクタールの土地を、これは保留地処分というのが、令和3年の段階ではできないというのが分かったので、廃目というような形を取っていたと思うのです。だけれども、ゼロ円で計上しているので、問題はないのですが、私の認識としては、廃目というのは、この保留地処分金という枠そのものが消えてしまうものだと思っていたのですが、その辺を確認させてください。

---

○知名康司 委員長 休憩いたします。(午前10時40分)

○知名康司 委員長 再開いたします。(午前10時46分)

---

○知名康司 委員長 先ほどの続き、質疑がありましたら、お願いします。

(何事かいう者あり)

○知名康司 委員長 副委員長、交代してください。

(委員長、副委員長と交代)

○宮城政司 副委員長 知名康司委員。

○知名康司 委員 454ページの歳入歳出というところで、上の国庫支出金がございますね。当初予算額ではゼロなのですが、補正予算で12億5,280万円ということでありまして、これは当初予算額にはないけれども、後で国庫支出金が配布されたという形でしょうか。

○宮城政司 副委員長 市街地整備課長。

○市街地整備課長 実際これは本議会でも部長が説明したのではないかなと思うのですが、当初沖繩総合資本整備、県補助というふうに、県とやり取りしているものですから、県補助というふうに予算確保していたのですが、それが調べまして、これは国庫補助ではないかということで、国庫補助に組替えて、この県補助の13億円余りが12億円になっていますけれども、これは清算について、要望していた額から差額から出たものですから、そのままの内示を受けた金額を国庫支出金の補正予算額12億5,280万円というふうになっております。県補助だったものを国補助の名目に替えたということです。

(「組替え」という者あり)

○建設部次長 組替えて、なおかつ当初予算は予定ですので、予定で上げてありましたけれども、組替えは補正ですので、もう数字が見えていますので、そこで少し数字の動きはありますけれども、そこでの組替えをしているというところです。

○宮城政司 副委員長 知名康司委員。

○知名康司 委員 それが右の表に移って、調定額は一緒なのですが、やはり収入済額のほうが、かなり低いものだから、やはり望んでいるのは、金額もできるだけ多く取って、工事もどんどん進めていただきたいというのが希望としてあるのですが、これだけ収入未済額で出たら、その後も遅れていきますよね。だから、その辺もしっかり、まずこの収入済額が低いのも少し理由として聞きたいなと思います。

○宮城政司 副委員長 市街地整備課長。

○市街地整備課長 この収入済額が少ないものですよ。やはり収入未済額のほうが大きいということで、繰越しがやはり大きかったということです。先ほどもお話ししたように設計変更の問題だとか、あるいは地権者の問題、そしてこの現場に対しましては、文化財調査が入って、支障除去、防衛局の。その後にはか入れないというものがあまして、やはりどうしてもこの繰越しというのが出てきます。

あと、もう一つ、地区界ですね、擁壁とか設置するとき、地区界とフェンスの、フェンスが3メートルぐらいずれているのです。地区界に置いて建てる時にこのフェンスとの間、クリアゾーンというのですがそれをいじるときに、また共同使用とか、手続に時間がかかったりして、やはり遅れてくるということがあります。そういったものも要因としてありました。先ほどの宮城政司 委員の話の補足なのですが、

○宮城政司 副委員長 知名康司委員。

○知名康司 委員 ちょっと細かい部分の、この2番の県支出金ですが、当初予算額13億3,200万円、補正でまた同じ金額が減、13億3,200万円が減というふうになっていますけれども、こういうやり方でよろしいのか。何か説明が…。

○宮城政司 副委員長 市街地整備課長。

○市街地整備課長 この補正予算の13億3,200万円の減に関しては、そのまま当初予算で組替えしております。それで、減しております。その横の9億4,000万円余りの金額でございますが、これは令和2年度からの予算がそのまま繰越しになっているものですから、そのまま県支出金というふうにして計上しております。

○宮城政司 副委員長 知名康司委員。

○知名康司 委員 ちょっと疑問に思うのは、補正予算でそっくりそのまま戻してある。減で出ていますよね、その辺の。

○宮城政司 副委員長 建設部次長。

○建設部次長 新年度予算の13億円については、県支出金から国庫補助金に組替えしているのですが、もともと令和2年度、前年度の繰越額は県支出金として9億円ありましたので、これについては令和3年度で完了しますので、実施して完了してということなので、13億円と9億円は、令和3年度予算と令和2年度繰越しの数字が分かれて出ているということですので、13億円につきましては、上の国庫補助金の12億円に、ちょっと数字は動いていますけれども、組替えられていると。9億4,000万円は、令和2年度の繰越額ということですよ。

○宮城政司 副委員長 知名康司委員。

○知名康司 委員 歳出のほう、今度下のほう、今度歳出になるのですが、1番目の土地区画整理費の中の予算現額の計のほうが32億3,374万円ほどでありますけれども、この支出済額が17億9,700万円ほどで、不用額がかなり多いような気がするのですが、3,200万円、これを不用額を活用すれば、使えるようなイメージがあるのですが、この辺はいかがなのでしょう。

○宮城政司 副委員長 建設部次長。

○建設部次長 先ほど言いました西普天間につきましては非常に工事のボリューム大きいです。なので、こういったふうに繰越しもちょっと出ていますので、本当は繰越しは、本来よくないというか、制度的にはできませんけれども、基本的には単年度主義ですので、そこで実施をしていくことが本当なのですが、やはりなかなか、大きなボリュームが、今工事をしていますので、こういった繰越しも出ています。そういった繰越しのときの、予算で、繰越しのものということですが、最終的には精算をすると、そこで減が出ます。そこというのは、その他のものには使えないのです。繰越し事業の補正はできませんので、そこで支出をした後の残が出ると、どうしてもそれは不用額という形になってしまいますので、繰越額が大きいのために、そのときの最終的な精算をしたときに出てくる残りの額というのが、集めると3,000万全部ではないのですが、ほかの細かいものもちょっとあるのですが、そういった形で出てきて、それについては不用額という形でして、ただし特会事業ですので、また基本的に先ほどの収支の黒字となるのですが、また本年度の今回の補正で、それを繰入れたり、そういうようなまた措置は取るのですが、ただ本来の、こういった限られた予算ですので、不用額は出ないようにするのが本当なのですが、額も大きいので、なかなか繰越し前で全部精算をして、固まった数字だけで繰り越すというのは、ちょっとできないぐらい、ボリュームがちょっと大きいので、そういったことが少し繰り返されているというところがあるということですよ。

○宮城政司 副委員長 市街地整備課長。

○市街地整備課長 今、多和田次長がお話ししたとおりなのですが、ちょっと補足いたします。

この3,200万円ですが、西普天間につきましては、保留地処分金で賄ったりしております。不用額が出たとしても、またこれは基金に積立てて、いずれは活用するというようになっております。実質的な不用額ではあるのですが、補助金とはちょっと違います。補助金の場合は事故繰越しとか、保留地処分基金にまず返します。そしてまた使います。いつかはまた使う金額ではあります。

○知名康司 委員 ありがとうございます。

(副委員長、委員長と交代)

---

○知名康司 委員長 休憩いたします。（午前10時52分）

○知名康司 委員長 再開いたします。（午前10時53分）

---

○知名康司 委員長 建設部次長。

○建設部次長 又吉亮委員の御質疑につきましては、再度令和3年度の補正時のときの費目の廃目の確認と、今回の決算書でゼロ表記で上がっていますので、そこは再度確認をさせていただいて、また御答弁いたしたいと思います。よろしくお願ひします。

○知名康司 委員長 なければ進めてよろしいですか。

（「はい」という者あり）

○知名康司 委員長 では、審査中の認定第7号については、質疑の段階で継続審査にしておきたいと思ひます。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」という者あり）

○知名康司 委員長 御異議ありませんので、さよう決定いたしました。

---

○知名康司 委員長 休憩いたします。（午前10時53分）

○知名康司 委員長 再開いたします。（午前11時02分）

---

#### 【議題】

議案第57号 令和4年度宜野湾都市計画西普天間住宅地区土地区画整理事業特別会計補正予算(第1号)

○知名康司 委員長 議案第57号 令和4年度宜野湾都市計画西普天間住宅地区土地区画整理事業特別会計補正予算(第1号)を議題といたします。

本件に対する質疑を許します。

提案説明をお願いいたします。建設部次長。

（執行部説明省略）

○知名康司 委員長 ありがとうございます。これに対して質疑ありましたら、お願ひします。又吉亮委員。

○又吉亮 委員 9ページ、歳出なのですけれども、総務管理費の中での定期人事異動に伴う人件費の部分の変動ということで、先ほど説明があったのですけれども、給料の部分だけが伸びて、それ以外は減額というものが、少しイメージができなくて、人の数は多く出ていったけれども、その分、能力給というか、高い人が、そこへ入ってきた、ちょっと給料だけが伸びて、あとが全部減額というものが、少し理解が追いつかなくて、その説明をいただけますでしょうか。

○知名康司 委員長 市街地整備課長。

○市街地整備課長 給料というものは上がっていますよね。これは人件費で、人事異動に伴って、職員手当とか、児童手当とか、通勤手当等が、やはり人によっては家族によって変わる場合もありますし、また通勤手当であれば距離によって変わるという考え方になります。

○知名康司 委員長 又吉亮委員。

○又吉亮 委員 その職員の方の家族構成によって、その辺は変動するというのは理解はできるのですが、市町村職員共済組合負担金というものも家族構成によって変動するものなのか。これは職員1人当たりに対してのものだと思うので、比較するならば、給料と市町村職員共済組合負担金というものが比例するもののかなとは思っていたのですが、そこが一方は増額で、一方は減額というところの御説明をお願いします。

(「すみません。ちょっと休憩をお願いします」という者あり)

---

○知名康司 委員長 休憩いたします。(午前11時10分)

○知名康司 委員長 再開いたします。(午前11時13分)

---

○知名康司 委員長 市街地整備課長。

○市街地整備課長 この15万9,000円減になっていますのは、予算としては、前年度のメンバーで計上していたのですが、今年度新しく人が変わって、家族構成も変わりましたので、この共済組合負担金というの、家族構成だとかで扶養も変わったものですから、減額出ています。申し訳ありません。

○知名康司 委員長 又吉亮委員。

○又吉亮 委員 では、もう一つ確認をお願いします。

同じ3款1項1目の基金積立事業なのですが、この基金に積立てができるものというのは、繰越金と保留地処分金、たしか保留地処分金はできたはず、こちらですよね、基金積立てのほう、それ以外に何かありますでしょうか。

○知名康司 委員長 市街地整備課長。

○市街地整備課長 3,204万8,000円……

(何事かいう者あり)

○市街地整備課長 ごめんなさい。40万8,000円につきまして、これは保留地処分金の基金積立になります。

○知名康司 委員長 又吉亮委員。

○又吉亮 委員 私が質疑で聞きたいのは、この金額の話ではなくて、基金に積立てができるものというのは、保留地処分金と繰越金、それ以外にもありますかということです。この数字の追求ではないです。

○知名康司 委員長 市街地整備課長。

○市街地整備課長 積立金に対する区画整理の中でも保留地処分金のみというふうに認識しております。

○知名康司 委員長 建設部次長。

○建設部次長 通常のその他の事業のものでなく、あくまでこれは保留地処分金を積み立てるための基金になっていますので、基本的には保留地処分金、もしくはその内容のものですね。繰越金といっても、何でも単費とか、その普通の単費の予算とかというものが積立てられるわけではなくて、あくまで保留地処分金の内容のものになっています。

○知名康司 委員長 又吉亮委員。

○又吉亮 委員 ということは、ここに積立てられたお金は、性質上、保留地処分金のみということの話だったので、令和4年度中に、そうですね、補正ですから、令和4年度中に保留地処分金が発生してきたという

ことになりますね。すみません。恐らく審査したはずなのですが、過去の委員会で審査したはずなの  
ですけれども、その説明をいただけますでしょうか。

○知名康司 委員長 市街地整備課長。

○市街地整備課長 令和2年度から令和3年度に繰越した保留地処分金で余った不用というか、ものをこの  
基金に積み立てるということです。

○又吉亮 委員 分かりました。以上です。

○知名康司 委員長 ほかに。濱元委員。

○濱元朝晴 委員 同じ9ページなのですが、2目の01委託料で5,425万4,000円、工事請負費が5,425万  
4,000円、この委託料というのは、工事の内容、どういうふうなものなのか、ちょっとお伺いします。

○知名康司 委員長 市街地整備課長。

○市街地整備課長 今、私たち電線地中化事業を行っていますけれども、その費用が、橋梁の上部工へ組替  
しております。

○知名康司 委員長 濱元朝晴委員。

○濱元朝晴 委員 橋梁の件で、これができなかったということで理解していいのですか、工事を。

○知名康司 委員長 市街地整備課長。

○市街地整備課長 無電柱化を少なくしているわけではなく、やはり上部工が必要だったものですから、そ  
の上部工に、要するに…。

○知名康司 委員長 建設部次長。

○建設部次長 当初予定していた工事費より、今回ちょっと工事費が増えたものですから、その5,400万円を  
捻出するために、もともと組んであった委託料を少し削ってでも工事費に回さないといけなくなったもので  
すから、それで工事費を上げるために委託料を減額しているものです。その内容が、ちょっと工事の内容が  
少し…。

(何事か言う者あり)

○建設部次長 そういうことです。

○知名康司 委員長 市街地整備課長。

○市街地整備課長 電線地中化でも使ってはいるのですけれども、やはり上部工へ優先して使ったほうがい  
いということで、少しはこの電線地中化のほうも削ってはいるのですけれども、この電線地中化は、また次  
々できますので、上部工のほうからということで、優先順位ということで。

○知名康司 委員長 濱元朝晴委員。

○濱元朝晴 委員 すいません、電柱の地中化とそういう話での工事という形で理解してよろしいのか。

○知名康司 委員長 建設部次長。

○建設部次長 工事費は、いわゆる橋梁の上部工の工事費です。委託料は、電線地中化は、前回臨時会でも  
やりましたけれども、委託扱いしているのですけれども、額が大きいので、工事と同じような形で議会にか  
けたのですけれども、あれは委託料で整理していますので、必要な上部工の工事が、ちょっと5,000万円必要  
になりましたので、全体としての電線地中化の委託料のほうから何とか調整できるだろうというところで、  
そこを減額して工事費に回した。実際的には上部工の工事のために電線地中化の分を一部組替えして回して

いと。それがちょっと工事と委託に分かれてしまっているの、ちょっとあれなのではけれども、そういった形の組替えをさせていただいている。

○濱元朝晴 委員 了解。

(何事かいう者あり)

○建設部次長 橋梁の上部工です。

○知名康司 委員長 質疑なければ、また進めていきたいと思っておりますけれども、よろしいですか。

(「はい」という者あり)

○知名康司 委員長 では、審査中の議案第57号については、質疑の段階で継続審査にしておきたいと思っております。これに御異議ありませんか。

(「異議なし」という者あり)

○知名康司 委員長 御異議ありませんので、さよう決定いたしました。

---

○知名康司 委員長 休憩いたします。(午前11時22分)

○知名康司 委員長 再開いたします。(午前11時26分)

---

#### 【議題】

##### 議案第62号 西普天間住宅地区区画道路築造工事(2工区)請負契約について

○知名康司 委員長 次に、議案第62号 西普天間住宅地区区画道路築造工事(2工区)請負契約についてを議題といたします。

本件に対する質疑を許します。

提案者からの説明をお願いします。契約検査課長。

(執行部説明省略)

○知名康司 委員長 説明がございましたが、議案に対して質疑がありましたら、お願いします。又吉亮委員。

○又吉亮 委員 では、最低制限価格の設定方法について教えてください。

(「ちょっと休憩」という者あり)

---

○知名康司 委員長 休憩いたします。(午前11時30分)

○知名康司 委員長 再開いたします。(午前11時31分)

---

○知名康司 委員長 市街地整備課長。

○市街地整備課長 宜野湾市建設工事等に係る最低制限価格設定基準要綱というのがございまして、その中で3条ですけれども、最低制限価格の算定方法は、次のとおりとするということで、着工工事の額、共通仮設費の額の10分の9、現場管理費の額に10分の8、一般管理費の額に10分の7というふうに、それぞれの率がございまして。その着工から諸経費と言われている共通仮設費、現場管理費、一般管理費の率を掛けて算定いたします。

○知名康司 委員長 宮城政司 委員。

○宮城政司 委員 よろしくお願ひします。議場で予定価格については公表しているわけですが、最低制限価格については公表していないというふうな答弁があったと思っています。今回の入札を見る限り、かなり僅差で入札が行われているように思うのですけれども、無効となった業者が、すごく頑張っただけで見積りを出されて、本当に取るつもりで来ているのではないかなと見受けられるのですけれども、今の実情要因から質疑もあったのですけれども、最低制限価格というのは、ある程度見えていないと、ちょっと無駄とは言わないのですけれども、非常にもったいない感じがします。この辺りって、うまくやれば、もっといい競争が生まれるのではないかなと。無効となった企業も、僅差なので、この額でもよかったのではないかなと思えるところがあって、この辺りの、すみません。変な質疑ですけども、見解を伺いたいのですけれども。

○知名康司 委員長 建設部次長。

○建設部次長 まず、全体的な考え方なのですけれども、やはり宜野湾市は最低制限価格制度を取っていますので、その最低制限価格を下回った場合には、どうしても無効になります。それは品質管理であるとか、そういったところに問題が発生する可能性もあるということで、最低制限価格を設定しないで、幾らでも下げてという形になると、いわゆる予算の効率はいいということになるかもしれないのですが、やはり精度が、性能が落ちてくるということもありますので、先ほどの率を掛けた最低制限価格を設定させていただいてと。

先ほど言った予定価格の公表でありますけれども、予定価格のみだけでは、すぐに割合は分かったとしても、先ほど言った中のほうでは、直接の工事、あと経費の部分にかけたりとかする分け方がありますので、そこをどのように業者さんが見積りをするかというところがあるのですけれども、ただ一定程度は予定価格の公表もありますし、設計とか、内容を、図面等もお渡ししまして、積算できる形にはなっていますけれども、細かいところで、今みたいに何千円の世界での勝負になっていますので、そこは少し積算の数字が、少し見方によって下回る、少し上回るというところが出てきていますので、それは少し致し方ないところがあるのかなと。

ただ、最低制限価格を設定している以上は、なかなか下回ったところを採用というわけには当然いきませんので、それ以上で、やはり最低の価格ということに、今回は非常に各業者さんも一定程度、最低制限価格に近い形で入札されているということは、当然取る意思もありながら、攻めてきているのかなというところはあるのですが、ぎりぎりのところで少し無効が出ているということもありますので、実際1社辞退がありますので、1社のところが、何とかその範囲にかかったというところではございますので、そこは少しそういった形で前向きに入札はされているなというのは理解はできるのですけれども、結果としては、今回その1社みの有効、なおかつ決定になっているということで、御理解願ひたいと思います。

○知名康司 委員長 宮城政司 委員。

○宮城政司 委員 御説明ありがとうございます。最低制限価格は公表されないということなので、ちょっと可能性の話になるのですけれども、今回入札が1社だったのでしたけれども、全企業が最低制限価格を下回る可能性もあります。その場合、再入札になるのですか。その制度、仕組みを教えてください。

○知名康司 委員長 建設部次長。

○建設部次長 今おっしゃるとおりで、全員が最低制限価格を下回った場合は、そこで落札者は決定できませんので、その入札に関しては入札取りやめになります。

なお、その場合には、原課のほうに当然返されますので、新たな業者で組み直すのか、もしくはまた同じ内容で、再度入札をするのか、それはいろいろこの内容によって精査をしながらやるのですが、その入札自体は、もう無効になります。新たななどにかく方式で、また入札をするという形にはなりません。

○知名康司 委員長 宮城政司 委員。

○宮城政司 委員 こういった情報が漏れないように、しっかり対応はされていますか。1社だけに情報が流れたりというのは絶対ないですよ。

○知名康司 委員長 建設部次長。

○建設部次長 ないです。

○知名康司 委員長 宮城政司 委員。

○宮城政司 委員 念のために、そういったことはないと思って、こういうのは事件になりますので。

もう一点、全然別の観点で、桃原功議員が資料請求した3番の資料、桃原功議員が要求したのは、1工区と2工区の関連が分かる資料ということで要望されて、ただこの資料を見る限り、1工区の話がメインになっていると思うわけです。2工区というのは、具体的に1工区と同じような内容で2工区という、工事されると理解しようと思って、距離って実際にはどのぐらいか分かりますか。2工区の道路を作っていく上での距離というのは、距離は分かりますか。

○知名康司 委員長 建設部次長。

○建設部次長 議題の資料もついていますよね。桃原功議員が本会議で要求した資料、こちらについては…

○宮城政司 委員 もともと配布されている資料ですか。

○建設部次長 そうです。もともと添付されている資料が2工区の、今回の議案の資料になりますので、こちらについては、延長120メートルと書かれていると思いますので、120メートルで、場所はL字になっているその部分ですね、そのお隣が…

○知名康司 委員長 宮城政司 委員。

○宮城政司 委員 資料確認できました。ありがとうございます。以上です。

○知名康司 委員長 副委員長と交代いたします。

(委員長、副委員長と交代)

○宮城政司 副委員長 知名康司委員。

○知名康司 委員 1点だけ。16ページの下側の提案理由がありますよね。その中の中ほどに議会の議決に付すべき契約ということがありますので、これも対象になると思うのですが、この要綱というかな、どの金額が議会に出さないといけないのか、その辺の説明をお願いします。

○宮城政司 副委員長 契約検査課長。

○契約検査課長 議会に議案として書かれている契約等についてなのですが、まず工事または製造の請負については、市では1億5,000万円以上の契約の場合は議会に事前に諮らないといけないということになっております。あとは2,000万円以上の物件等の取得です。その場合も議会に諮って議決を経なければならない契約ということになります。

○宮城政司 副委員長 知名康司委員。

○知名康司 委員 すみません。課長、これは資料として出してもらえませんか。

○宮城政司 副委員長 契約検査課長。

○契約検査課長 1枚になっているものがございますので、それをまた改めて提出いたします。

○知名康司 委員 お願いします。以上です。

(副委員長、委員長と交代)

○知名康司 委員長 ほかに質疑ございますか。なければ進めたいと思います。

(「進行」という者あり)

○知名康司 委員長 審査中の議案第62号については、質疑の段階で継続審査にしておきたいと思います。これに御異議ありませんか。

(「異議なし」という者あり)

○知名康司 委員長 御異議ありませんので、さよう決定いたしました。

---

○知名康司 委員長 休憩いたします。(午前11時41分)

○知名康司 委員長 再開いたします。(午前11時42分)

---

○知名康司 委員長 午前の会議はこれで終わり、午後は2時から会議を開きます。その間休憩いたします。(午前11時42分)

◆午後の会議◆

○知名康司 委員長 再開いたします。(午後2時00分)

これより午後の会議を進めてまいります。

【議題】

議案第63号 令和3年度宜野湾市水道事業会計剰余金の処分及び決算の認定について

○知名康司 委員長 次に、議案第63号 令和3年度宜野湾市水道事業会計剰余金の処分及び決算の認定についてを議題といたします。

質疑に入る前に、担当課より議案第63号についての説明をお願いいたします。上下水道局次長。

(執行部説明省略)

○知名康司 委員長 それでは、説明が終わりました、質疑のある方はお願いいたします。宮城政司 委員。

○宮城政司 委員 よろしく申し上げます。決算書の3ページから申し上げます。支出欄の下のほうに補足で説明していただいている資本的収入額が資本的支出額に不足する額というふうに説明していただいているのですが、ここで不足するというのは、毎年の、前年度までの傾向が把握できていないのか、確認するのですが、毎年同じように不足しているのか、それとも先ほどおっしゃっていた、コロナ対策で収入が減っている分、不足しているのかという、その理由について御説明いただけますか。

○知名康司 委員長 上下水道局次長。

○上下水道局次長 資本的収入額が資本的支出額に不足する額について毎年度不足しております。理由につきましては、その資本的収入というのは、補助金とか、企業債とか、そういったものをあてがって事業をす

るものでございますので、料金とかそういうものではなく、補助金とかそういうものをあてがうものですから、どうしても不足が出るということになります。その不足額を埋めるためにいろいろな財源を充当していくという形になっております。

○知名康司 委員長 宮城政司 委員。

○宮城政司 委員 ありがとうございます。コロナの対策として6か月間免除されているというのは、市民の皆さんも非常に助かったと思っているのですけれども、トータルで見ると、収支が黒字と申しますか、なっているのは、そこまで影響が、市の水道局としては6か月免除したとしても黒字になるように、もともとそういう仕組みだったのかというのは、うまく補助とかを活用して、そういうふうになったのか。その辺りが、すみません。ちょっと見えにくいというか、僕は分かっていないので、説明をお願いします。

○知名康司 委員長 上下水道局次長。

○上下水道局次長 1ページと2ページのほうを御覧ください。収入のところ第1項の営業収益と第2項の営業外収益のところ、これは補正予算で3,617万円減額しております。これが免除額による減った金額でございます。下の1,808万5,000円、これは地方創生臨時交付金を活用させていただきまして、その収入源としております。その基本料金を免除したことによって3,600万円は減収になっているのですけれども、実際令和3年度、営業用の免除を行いまして、令和2年度は家庭用と営業用の免除でしたが、令和3年度は営業用のみで免除しておりますので、その分、一般家庭用が使用量も増えたこともあり、そこまで大きな影響は出ていない状況であります。

○知名康司 委員長 宮城政司 委員。

○宮城政司 委員 ありがとうございます。続いて、7ページでお伺いします。建設改良積立金なのですが、現時点で、そこは幾ら積立てができているのかということと、目標みたいな設定はあるかどうか。これは先ほど御説明で、普天間基地返還後の整備のための積立てというふうにおっしゃっていたのですが、返還がされるまでは、ずっと積立てが続くものなのか、そこまで積立てればよしとするのか、その辺りを御説明いただきたいと思えます。

○知名康司 委員長 上下水道局次長。

○上下水道局次長 決算書の9ページ、一番下の7番、剰余金の(2)のロ、建設改良積立金、ここに記載されております20億8,493万5,000円、これが現時点での積立金になっております。目標額があるかという御質疑ですけれども、実際事業が西普天間も始まっておりますし、今後老朽管の更新、こういったものが出てきますので、いくらかかるか分からないので、限度額と申しますか、目標額というのは設定しておりません。状況によっていろいろな事業が出てくると思えますので、これらも見ながら積み立てを続けていくことになると思えます。

○知名康司 委員長 宮城政司 委員。

○宮城政司 委員 ありがとうございます。この建設改良積立金というのは、先ほどおっしゃった普天間基地返還後の整備だけではなくて、老朽管とか、ほかにも使えるようなものがあるということですか。

○知名康司 委員長 上下水道局次長。

○上下水道局次長 そうです。

○知名康司 委員長 宮城政司 委員。

○宮城政司 委員 ほかにどういった用途があるか。

○知名康司 委員長 上下水道局次長。

○上下水道局次長 あくまでも、これは水道施設に関わる建設改良積立金なのですが、今後老朽管が一番更新事業としては多くなると思います。補償額も少し目減りしているところがありますので、こういったものも活用しないといけないなど、ある程度、水道施設しか使えませんので…。

○知名康司 委員長 宮城政司 委員。

○宮城政司 委員 ありがとうございます。ちょっと飛びます。24ページの4番、会計の重要契約の要旨のところ、少し細かいのですけれども、例えば1番目の令和3年2月8日の上下水道局什器備品購入の金額が結構大きくて、この什器備品という項目だけだと少し説明が足りないのかなと。ちょっと前、20ページに器具備品とか、この辺りが明細になってくるのか、ちょっとその辺りの説明をお願いしてもいいですか。

○知名康司 委員長 上下水道局次長。

○上下水道局次長 上下水道局什器備品購入、これにつきましては、庁舎を改修、改築したものですから、これに伴って古い机、キャビネット、そういったものを買って換えたということで、大きな額にはなっていませんけれども、机なども傷んでいたんで、買って換えたということです。20ページの器具の購入、いろいろ書いてありますので、これはそれに伴って詳細に出ている、この24ページのうちから器具備品を補填して、書いておりますので金額が違うわけです。

○知名康司 委員長 宮城政司 委員。

○宮城政司 委員 ありがとうございます。1,846万2,400円という数字、高額で、おっしゃった意味はわかったのですけれども、もう少し明細は出せますか、資料というのは。

○知名康司 委員長 上下水道局次長。

○上下水道局次長 明細につきましては、この資料の中にはございません。決算書の中には出ていないです。

○宮城政司 委員 以上です。

○知名康司 委員長 ほかに。嶺井拓磨委員。

○嶺井拓磨 委員 23ページなのですけれども、前年度と本年度を比較したときに人件費が2%近く下がって、その分委託料が上がっているのですけれども、それって何か経緯はあったのですか、内容を教えてください。

○知名康司 委員長 上下水道局次長。

○上下水道局次長 ただいまの御質疑は、人件費は減になって委託料が増になったという理由でしょうか。

○嶺井拓磨 委員 はい。

○上下水道局次長 人件費につきましては、令和3年度から包括業務委託、民間業者に一定の業務を委託してございまして、それに伴って職員、あるいは会計年度任用職員を削減することができましたので、それによって人件費が減っております。

あと、委託料についても、包括委託料というのがありまして、本来委託料には人件費というのは含まれませんけれども、削減して、これを一括して業務として出すものですから、それに人件費も含まれてきますので、その分が増えています。

○嶺井拓磨 委員 分かりました。ありがとうございます。

○知名康司 委員長 又吉亮委員。

○又吉亮 委員 9ページをお願いします。

まずは、9ページのバランスシートの中での固定負債の中の引当金、流動負債の中での引当金、これは何の引当金なのか、御説明をお願いします。

(何事かいう者あり)

---

○知名康司 委員長 休憩いたします。(午後2時19分)

○知名康司 委員長 再開いたします。(午後2時19分)

---

○知名康司 委員長 経理係長。

○総務企画課経理係長 質疑にお答えいたします。固定負債の引当金とは、退職給付引当金でございまして、流動負債の引当金は賞与引当金、それから法定福利費引当金となっております。

○知名康司 委員長 又吉亮委員。

○又吉亮 委員 喜友名係長、よろしくをお願いします。

ちなみにこの貸借対照表までホームページとかで、これは掲載されているのでしょうか。何を申したいかといいますと、ちょっとこの引当金という書き方が親切ではないなと思って、見る側にとって。なので、固定負債の中で引当金と書くのだったら退職給付引当金としっかり書いたほうがいいですし、流動負債の中で報償とか、福利厚生費引当金と書いたほうが明確なのではないかなと思うのですけれども、これは公開する義務がなければ、ここの中で53ページを見ればわかることではあるのですけれども、この部分が公開されているものであるならば、この科目の書き方としては引当金と書くのが、ちょっと親切ではないのかなと思った上での公開されているのかどうかという質疑です。

○知名康司 委員長 経理係長。

○総務企画課経理係長 質疑にお答えいたします。ホームページに掲載しております、科目の記載方法についてですけれども、規則等で公開する際のひな形がありまして、そのセッティングから他市の状況等を勘案しながら検討してまいりたいと思います。

○知名康司 委員長 又吉亮委員。

○又吉亮 委員 同じく9ページなのですけれども、負債の部の5、繰延収益とあるのですけれども、収益という言葉が、バランスシートの中で使えるものなのかどうかというのが、ちょっと不思議で、損益計算書上だったら、収益という言葉は使えるのかなと思うのですけれども、負債の中に収益という、バランスシートの中に収益とある言葉も不思議ですし、収益とありながら負債があるというものも、この辺の説明、繰延収益というのは何なのかというものも説明をいただけますか。

○知名康司 委員長 経理係長。

○総務企画課経理係長 まず、繰延収益ですけれども、長期前受金というふうに記載してございます。収益という名はふさわしくないのではないかという御指摘ですけれども、これは長期前受金、貸借対照表に累計載せているのですけれども、収益額として、収益化、累計、収益額として損益計算書にも収益として、収入しますので、その点は収益、損益計算書も、収益も関わるということで、収益という名前を使っているのかなというふうには考えます。損益計算書、5ページの営業外収益の長期前受け金、戻入というふうに記載し

てございますが、その辺りを収益としている理由なのかなと考えています。

○知名康司 委員長 又吉亮委員。

○又吉亮 委員 この5ページのものに連動しているなどというのは、私のほうでも分かるのです。5ページの長期前受金の戻り入れという言葉自体も、僕はちょっと矛盾を感じていて、前受け、受けているのに戻り入れという意味の重複、なので、長期前払い戻り入れなのかなという、恐らく前受けというのは、相手方のほうの受けになりますよね、この意味としては。でも、実際前受金とあった場合は、こちら側が受けるものの戻り入れということになるので、ちょっとこれの最初意味が分からなかったのですよ。なので、こういった、やっていくとき、恐らくバランスシートのほうから先につくっていて、その後の損益計算書の流れにはなると思うのですけれども、なので、繰延収益という貸借対照表の中で、繰延収益という言葉が、まず収益として負債に載っている。その後に前受け、損益計算書上の中で、5ページの。損益計算書上の中で前受けして戻り入れというのが、戻り入れがあるのだったら、恐らく前払い金の戻り入れではないのかなと思っていてのですけれども、その辺の僕の認識がちょっと違うのでしたら、また御説明いただけたらと思います。

○知名康司 委員長 経理係長。

○総務企画課経理係長 長期前受当金、戻り入れ、戻入の御説明させていただきますけれども、こちらは前受けというのは、補助金を収入して、各年度に収益として分割していくわけです。分割していくときに戻入、したがって前受金と戻入というのは、意味は重複しているようではございますけれども、それぞれ別のことを指しているというふうに理解していただくと、あながち誤った名称ではないかなというふうに思います。

この科目につきましては、地方公営企業の施行規則等でも、この例がございまして、この名称を使うというふうに記載がございますので、さほど誤った名称ではないかなというふうに考えております。

○知名康司 委員長 又吉亮委員。

○又吉亮 委員 この名称というのは、すみません、もう一度。これは公営企業会計上のものですか。

○知名康司 委員長 経理係長。

○総務企画課経理係長 これは地方公営企業施行規則の別表第1、勘定科目表として長期前受金戻入の名称がございます。

○知名康司 委員長 又吉亮委員。

○又吉亮 委員 ちなみにこれはすみません。補助金と言っていましたね、これに関しては、では補助金をコンスタントに5年だったり、3年だったりというふうに戻って、こっちに入ってくるものとして見ていて、9ページの部分の繰延収益に関しては、こちら説明をお願いします。

○知名康司 委員長 経理係長。

○総務企画課経理係長 補助金の御説明からさせていただきますけれども、補助金だけではなく、補助金等というふうになっていまして、例えば現物でもらったものも、その中に含まれております。

続きまして、長期前受金、9ページの説明ですけれども、ここはもらったときの額がそのまま入ってきます。補助金をもらってきたら、例えば1億円もらってきたら、1億円ここに、もちろん所要の調整は若干ありますけれども、記載されます。

それから、例えば配水管に充当した補助金でございましたら、40年で償却しますので、その減価償却の年数等対応させて補助金も償却していくこととなります。したがって、3年とか5年というよりは、40年

で、分割して損益計算書の長期前受金戻入に計上していく、固定資産の減価償却費と同じような考え方になります。

○知名康司 委員長 又吉亮委員。

○又吉亮 委員 今回の関連して53ページなのですけれども、貸借対照表のもので、この5番、繰延収益の中であって、その辺何だろうと思うのですけれども、イ、ロ、ハ、ニというある中のニの一般会計補助金長期前受金、これは一般会計からの補助も、この長期前受金というような形で負債として載せているのでしょうか。ほかのところでは、では受けていないということですよ、一般会計からの補助金は。

○知名康司 委員長 経理係長。

○総務企画課経理係長 お答えいたします。ニの一般会計補助金長期前受金については、西普天間等の工事等に合せて一般会計から補助があったようですので、その分をこの科目で受けています。長期前受金として受け入れる補助金の性質といますか、固定資産の整備、償却資産に対して補助金等があった場合には、この枠で処理しますので、一般会計からの固定資産の取得に当たって収入した補助金については長期前受金で、一般会計補助金長期前受金で計上していると。

(何事かいう者あり)

○知名康司 委員長 経理係長。

○総務企画課経理係長 土地等の償却しない非償却資産であれば、この科目では収入しませんが、減価償却の対象となるような資産については、長期前受金で…。

○又吉亮 委員 ありがとうございます。

○知名康司 委員長 副委員長と交代いたします。

(委員長、副委員長と交代)

○宮城政司 副委員長 知名康司委員。

○知名康司 委員 7ページの令和3年度宜野湾市水道事業剰余金処分計算書(案)になっていますけれども、例えば議会の議決による処分額というのは2種類ありますよね。建設改良積立金の積立て、それと資本金への繰入れということでもありますけれども、これは後年度末の残高によるのですか、この金額の設定というか。

○宮城政司 副委員長 上下水道局次長。

○上下水道局次長 剰余金の処分金計算書(案)でございますが、これは議決をいただければ案がなくなるという形になりますので、一旦ここで議案として出して、実際積み立てるのは本年度、令和3年度ですね、令和4年に積立てという形になります。

○宮城政司 副委員長 知名康司委員。

○知名康司 委員 今回の内容だと、これは議決、通らないとできないということですよ、議会に通すと。

○宮城政司 副委員長 上下水道局次長。

○上下水道局次長 議決をいただかないと、できないと思いますが、実際、今まで議決をいただけなかったことはないと思いますので、議決をいただければ積立てできるという。

○宮城政司 副委員長 知名康司委員。

○知名康司 委員 これも何かそういう規則というか、何か約束事みたいなものがありますか。

○宮城政司 副委員長 経理係長。

○総務企画課経理係長 地方公営企業法の第32条でございます。剰余金の処分等といたしまして、この条文に基づいて処分するものでございます。

○宮城政司 副委員長 知名康司委員。

○知名康司 委員 先ほど宮城政司 委員の質疑で老朽管含めているということで、老朽管の整備か更新なのか、これは計画の中では老朽管の、かなり古くなっている老朽管もあると思うのです。この計画の中では、順次換えていくというか、そういった計画も当然ありますか、上下水道局の中では。

○宮城政司 副委員長 上下水道局次長。

○上下水道局次長 予算の平準化を図る上で重要施設において老朽化、ある程度の順位づけをして整備計画は立てております。ただ、どうしても先にやらないといけないこと、そういうことが出てきた場合、今の計画どおりいかないこともあるのですけれども、整備計画を立てて予算の平準化を図っております。

○知名康司 委員 分かりました。以上です。

(副委員長、委員長と交代)

○知名康司 委員長 ほかにございませんか。

(「なし」という者あり)

○知名康司 委員長 なければ進行していきたいと思っておりますけれども、よろしいですか。

(「はい」という者あり)

○知名康司 委員長 審査中の議案第63号については、質疑の段階で継続審査にしておきたいと思っております。これに御異議ありませんか。

(「異議なし」という者あり)

○知名康司 委員長 御異議ありませんので、さよう決定いたしました。

---

○知名康司 委員長 休憩いたします。(午後2時35分)

○知名康司 委員長 再開いたします。(午後2時40分)

---

### 【議題】

#### 議案第64号 令和3年度宜野湾市下水道事業会計剰余金の処分及び決算の認定について

○知名康司 委員長 次に、議案第64号 令和3年度宜野湾市下水道事業会計剰余金の処分及び決算の認定についてを議題といたします。

質疑に入る前に、担当課より議案第64号についての説明をお願いいたします。上下水道局次長。

(執行部説明省略)

○知名康司 委員長 説明がございました。これに対して質疑ございますか。又吉亮委員。

○又吉亮 委員 まず、5ページの損益計算書の中で6番、特別損失での過年度損益修正損なのですけれども、これは49ページの概要説明で、修正益にも修正損にもあるのですけれども、固定資産の所得漏れに係る調整額等とあるのですけれども、これの説明をお願いいたします。

○知名康司 委員長 上下水道局次長。

○上下水道局次長 これにつきましては、11ページの2の固定資産の所得漏れに係る経理処理というところ

にございます、管路の施設工事の移項をしているときに下水道台帳に記載されていない下水道管の発見があつてこれは前で、おそらく工事しているものだと思いますが、これをここで修正益として計上しております。特別損失については、修正損ですか、修正益ですか。

○又吉亮 委員 どちらにも書かれているので。

○上下水道局次長 特別損失についても、これは減価償却、そういったもので修正益も修正損も計上しております。これは、これだけではないので、金額はちょっと違っているんですけども。

○知名康司 委員長 宮城政司 委員。

○宮城政司 委員 よろしくお願ひします。2ページ、支出のところ、不用額が出ているのですけれども…

(何事かいう者あり)

○宮城政司 委員 2ページの支出のところ、下水道事業費用のところ、不用額7,323万1,453円、これの説明をいただけますか。

○知名康司 委員長 上下水道局次長。

○上下水道局次長 下水道事業費用の不用額につきましては、営業外費用のほうが計上しておりますが、不用額ですね。

○知名康司 委員長 総務企画課主事。

○総務企画課主事 令和2年度から令和3年度に事業を繰越したことによって、令和3年度に発生するだった減価償却費が1年ずれたことによって不用額が発生したものでございます。

○知名康司 委員長 宮城政司 委員。

○宮城政司 委員 ありがとうございます。具体的にどういった内容かというのは簡単に説明できますか。

○知名康司 委員長 総務企画課主事。

○総務企画課主事 決算書の3ページを御覧ください。3ページの中の支出の1番右側です。地方公営企業法第26条の規定により繰越額、これに係るものが本来は令和2年度に取得して、令和3年度から減価償却費が発生すべきものだったのですけれども、事業の遅延に伴い繰越しを行ったので、令和3年度の取得となり、減価償却費が令和4年度から発生することになったので、不用額となっております。

○知名康司 委員長 宮城政司 委員。

○宮城政司 委員 その仕組みは、御説明ありがとうございました。具体的に何がというのは、例えばでいいのですけれども。

○知名康司 委員長 上下水道局次長。

○上下水道局次長 下水道管路の工事、下水道工事とか、そういったもの。

○知名康司 委員長 宮城政司 委員。

○宮城政司 委員 ありがとうございます。よく分かりました。

あと1点、21ページの会計のところ、この後確認なのですけれども、たくさん契約していただいている企業があるのですけれども、宜野湾市内の企業を優先するような取決めとか、そういったものはありますか。

○知名康司 委員長 上下水道局次長。

○上下水道局次長 工事とか、設計の委託に関しては宜野湾市内、優先にやっております。

○知名康司 委員長 宮城政司 委員。

○宮城政司 委員 ありがとうございます。あと、ちょっと細かいというか、基本的なことを教えてください。ある一定の金額以上の工事だったりでは、議会に付すとかそういったものがありますか。この中でも、それぞれの契約で議会に付すとか、そういうものがありますか。

○知名康司 委員長 上下水道局次長。

○上下水道局次長 地方公営企業法の第40条で議会の議決が要らないということで、除外になっております。なので、本庁でも1億5,000万円以上、あったと思うのですが、上下水道局は地方自治法を適用していませんので…。

○宮城政司 委員 分かりました。以上です。

○知名康司 委員長 又吉亮委員。

○又吉亮 委員 前に1度説明いただいたはずなのですがすけれども、すみません。係長向いているのですがすけれども、8ページの流動資産、貸倒引当金の、この貸倒引当金はどのように計算して、これを出しているのかというのを御説明いただけますか。

○知名康司 委員長 経理係長。

○総務企画課経理係長 10ページ開いていただきたいのですが、真ん中のほうに計上方法といたしまして  
(1) 貸倒実績率等による率によって算出しております。

○知名康司 委員長 又吉亮委員。

○又吉亮 委員 そうすると、その11ページにある引当金の取崩しの中で、貸倒引当金の取崩しとあって、19万5,180円を取崩したとあるのですがすけれども、この(1)の引当金の取崩しは、貸倒引当金の取崩しの部分と説明が、この1番だと思っていたのですよ、10ページの、計上しているという。恐らく引当金の計上方法で、今貸倒引当金、この10ページの説明なのですがすけれども、私が聞きたいのは、貸借対照表の中での流動資産の中の貸倒引当金の28万9,848円の算出方法なのですがすけれども、恐らく10ページのものって、この11ページの説明ではないのかなと思ってはいるのですよ。

○知名康司 委員長 経理係長。

○総務企画課経理係長 質疑にお答えします。

11ページの引当金の19万5,180円なのですがすけれども、これは今年度不納欠損に至った金額といたしますか。回収不能が確定した額、引当金から回収不能が確定した額を19万5,180円なのですがすけれども、これを取り崩したわけですね。それから貸借対照表の8ページ28万9,848円、この金額というのは将来の不納欠損の見込額、未収金の中でも、この額が不納欠損になる見込みがあるということで、この額を未収金から引くことによって実質的な債権回収。それを表記してございます。

○又吉亮 委員 分かりました。では、もう一ついいですか。

○知名康司 委員長 又吉亮委員。

○又吉亮 委員 今の11ページの貸倒引当金の取崩し19万5,180円なのですがすけれども、これってどこにあるのですか。53ページの中の引当金、どこを探してもちょっと見当たらないので。53ページと54ページにまたがって貸借対照表の細かい増減の概要とかも係ると思うのですがすけれども、この部分がちょっと見当たらないなと思っているので、どこにこの19万5,180円というのが、数字が載っているのでしょうか。

○知名康司 委員長 経理係長。

○総務企画課経理係長 この決算書の中では記載がないのですが、我々の手元に持っています、議会には提出、出さないといいますが、内部の資料で、金額ございますのでお見せすることが出来ます。

○知名康司 委員長 又吉亮委員。

○又吉亮 委員 実際に貸倒引当金取崩しをしているけれども、決算書上に反映されていない、これはどこかに隠れているということなのでしょうか。それともそこには、この19万5,180円というのは、載せないでいいということになっているのでしょうか。

○知名康司 委員長 経理係長。

○総務企画課経理係長 我々の内部の資料で欠損の金額は持っていて、お出しする資料の中には記載する部分がないということでございます。

○知名康司 委員長 又吉亮委員。

○又吉亮 委員 ないのはわかったのですが、この19万5,180円という数字は、この中には入ってこないという、どこかこの中に、さらに細かいものとして、その数字が隠れているのか、完全にここから省かれてしまうのか。省かれているものであれば、この貸倒引当金19万5,180円というのが、なぜこの決算書資料に載っているのかなということです。

○知名康司 委員長 経理係長。

○総務企画課経理係長 この貸借対照表の53ページの貸倒引当金の中に含まれているといいますが、考え方といたしましては、令和2年度の貸倒引当金でございました。それと、今回の実績として19万5,180円の貸倒引当金、これを相殺というか、差引きしまして、引き当てるべき金額が令和3年3月31日時点で、この28万9,848円ですので、そこに足りない分を、この損益の科目で貸倒引当金繰入額ということでございますけれども、貸倒引当金に必要な金額に合致するように。発想の点から申しますと、この19万5,180円は含んでいるといいますが、勘案した額というふうに表現すればよろしいかなと思います。

○知名康司 委員長 又吉亮委員。

○又吉亮 委員 すみません。今、令和3年3月と言ったのですが、

○総務企画課経理係長 失礼しました。令和4年3月。

○又吉亮 委員 では、19万5,180円と繰入額のものも一応勘案されているという認識なのですか。30ページの貸倒引当金の繰入額が25万1,406円あるのですが、繰入額が25万1,406円で、貸倒引当金が19万5,180円で、それも含めた上での、53ページでの28万9,000円だったら、あまりにも数字のずれがあって、今の説明では、何かちょっと納得いかないところではあるのですが、

○知名康司 委員長 経理係長。

○総務企画課経理係長 令和2年度が23万3,622円でございます。これが前年度の貸倒引当金、それから今年度貸倒引当金、不納欠損の額で19万5,180円発生しましたので、それを取り崩すというか、差引きます。それに損益計算書の貸倒引当金繰入額でございますけれども、25万1,406円、これを加えることによって貸借対照表の、8ページの28万9,848円。

○知名康司 委員長 又吉亮委員。

○又吉亮 委員 では、今のもう一回確認です。令和3年3月31日の貸倒引当金の23万3,622円マイナスのもの

のに19万5,180円の貸倒引当金と25万1,406円の貸倒引当金繰入れを足したものが28万9,848円になる。

○知名康司 委員長 経理係長。

○総務企画課経理係長 23万3,622円引く19万5,180円足す25万1,406円でございます。

○又吉亮 委員 分かりました。ありがとうございます。

○知名康司 委員長 ほかに。濱元朝晴委員。

○濱元朝晴 委員 単純な質疑です。23ページなのですが、その他契約で、ほとんど企業との契約、相手方との契約なのですが、下の個人が3件ぐらいあるのですが、どういうふうな形で発生するのか、ちょっとお尋ねします。

(何事かいう者あり)

○濱元朝晴 委員 23ページの契約の相手方で、ほとんど企業なのですが、令和3年3月16日の3件、個人で用地取得に関わる土地売買契約という、どのように相続が発生するのか。

○知名康司 委員長 上下水道局次長。

○上下水道局次長 下水道の雨水ボックスとか、そういったものを整備するため、土地を購入して整備する必要がある場合は、補助金を活用して、用地購入して、購入した後にしか工事できないものですから、個人と契約になるという。

○知名康司 委員長 濱元朝晴委員。

○濱元朝晴 委員 これは敷地内にある場合の個人の売買ということで理解していいですか。

○知名康司 委員長 上下水道局次長。

○上下水道局次長 これから整備するために、用地を取得するための、用買ですね、要は。用地買収するための契約。

○知名康司 委員長 濱元朝晴委員。

○濱元朝晴 委員 例えば道にかかって、私有地のときに個人的に売買することなのですか。

○知名康司 委員長 上下水道局次長。

○上下水道局次長 これが私道であれば地主さんいらっしゃいますけれども、市道とか、そういうところは占有者がおりませんので、本庁で言えば土木管理課そことの占有協議でやるのですけれども、ボックス等の場合は、やはりどうしても他人の土地を通らないと整備できないところがありますので、そういったときは用地買収して、これが雨水だけで、汚水は用地買収できませんので、雨水の場合は用地買収という形で工事を進めてまいります。

○知名康司 委員長 濱元朝晴委員。

○濱元朝晴 委員 結局これは雨水という整備で、購入出来たら、売買でやるということで、理解していいですか。

○知名康司 委員長 上下水道局次長。

○上下水道局次長 そのとおりでございます。

○濱元朝晴 委員 以上です。

○知名康司 委員長 ほかになければ進行いたしますけれども、よろしいですか。

(「はい」という者あり)

○知名康司 委員長 審査中の議案第64号については、質疑の段階で継続審査にしておきたいと思えます。これに御異議ありませんか。

(「異議なし」という者あり)

○知名康司 委員長 御異議ありませんので、さよう決定いたしました。

---

○知名康司 委員長 休憩いたします。(午後3時12分)

○知名康司 委員長 再開いたします。(午後3時14分)

---

○知名康司 委員長 本日の会議はこの程度にとどめ、次回は10月11日午前10時から委員会を開きます。本日はこれにて散会いたします。御苦労さまでございました。

(散会時刻 午後 3時15分)

## 経済建設常任委員会会議録

○開催年月日 令和4年10月11日(火) 2日目

午前10時00分 開議

午後 3時55分 散会

○場 所 第2常任委員会室

○出席委員(7名)

委員長	知名 康 司	副委員長	宮 城 政 司
委 員	濱 元 朝 晴	委 員	又 吉 亮
委 員	下 地 崇	委 員	宮 城 優
委 員	嶺 井 拓 磨		

○欠席委員(0名)

○説明員(13名)

建設 部長 次	多 和 田 功	市街地整備課 課 長	宮 城 政 勝
市街地整備課 市街地整備担当技幹	嶺 井 実 克	市街地整備課 計 画 係 長	桐 澤 秀 明
市街地整備課 主 任 主 事	伊 佐 真 也	市街地整備課 技 師	大 城 すず香
市街地整備課 工 事 二 係 長	上 原 力	市 民 経 済 部 長 次	新 垣 育 子
産 業 政 策 課 課 長	宮 城 恵 美	産 業 政 策 課 企 業 誘 致 担 当 主 幹	饒 平 名 文 治
産 業 政 策 課 雇 用 企 業 担 当 主 査	座 間 味 和 代	環 境 対 策 課 課 長	當 山 全 盛
環 境 対 策 課 清 掃 指 導 係 長	仲 山 保		

○参考人(0名)

○議会事務局職員出席者

主 事	又 吉 竜 希
-----	---------

○本日の委員会に付した事件及びその審査順序

- (1) 認定第 7号 令和3年度宜野湾都市計画西普天間住宅地区土地区画整理事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- (2) 認定第 3号 令和3年度宜野湾都市計画宇地泊第二土地区画整理事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- (3) 議案第53号 令和4年度宜野湾都市計画宇地泊第二土地区画整理事業特別会計補正予算(第1号)
- (4) 認定第 4号 令和3年度宜野湾都市計画佐真下第二土地区画整理事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- (5) 議案第54号 令和4年度宜野湾都市計画佐真下第二土地区画整理事業特別会計補正予算(第1号)
- (6) 陳情第 4号 「駐留軍関係離職者等臨時措置法」の有効期限延長に関する陳情
- (7) 議案第60号 宜野湾市企業立地促進条例の一部を改正する条例について
- (8) 議案第59号 宜野湾市廃棄物の減量化の推進及び適正処理に関する条例の一部を改正する条例について

第446回宜野湾市議会定例会（経済建設常任委員会）

令和4年10月11日（火）第2日目

○知名康司 委員長 おはようございます。ただいまから経済建設常任委員会第2日目の会議を開きます。  
これより議事に入ります。

（開議時刻 午前10時00分）

---

○知名康司 委員長 休憩いたします。（午前10時00分）

○知名康司 委員長 再開いたします。（午前10時01分）

---

【議題】

認定第7号 令和3年度宜野湾都市計画西普天間住宅地区土地区画整理事業特別会計歳入歳出決算の認定  
について

○知名康司 委員長 先日審査した認定第7号 令和3年度宜野湾都市計画西普天間住宅地区土地区画整理事業特別会計歳入歳出決算の認定について、建設部より保留していた答弁について発言の申出がございますので、再度認定第7号を議題といたします。

本件に対する質疑を許します。

（「答弁を」という者あり）

○知名康司 委員長 説明を求めます。市街地整備課長。

○市街地整備課長 よろしくお願ひいたします。

昨日の質疑でございましたが、ゼロ計上して廃目するというのは、これでいいのかという御質疑だったので、お答え申し上げます。

当該年度予算につきましては、ゼロとして表示するというふうな考え方ということです。ただし、これからこの項目はなしですよという場合には記載しない。ただ、やはりまた次生まれてくる場合が、ゼロというふうにして表示するというようになっております。以上です。

○知名康司 委員長 又吉亮委員。

○又吉亮 委員 では、説明欄のほうに廃目と書かれるものと書かれないものの違いを教えてください。

○知名康司 委員長 市街地整備課長。

○市街地整備課長 私が理解している範囲内で御説明いたします。

当初予算のときにゼロという表示したら廃目ということで、先ほども資料をお読みしたのですが、当該年度予算の場合にゼロというふうにして廃目という、決算の場合は、あくまでもこの年に使った決算ですので、その辺は表示されるというふうに理解しております。

○知名康司 委員長 又吉亮委員。

○又吉亮 委員 予算の中で、当初予算でゼロと表記されたものに関しては、説明には必ず廃目というものがついてくるという認識でよろしいでしょうか。ゼロと書かれて説明には何もないという、ゼロ円の予算立てをするということではなく、ゼロ円、説明で廃目というのが絶対なるというような認識でよろしいでしょうか。

○市街地整備課長 ちょっと資料をお読みいたします。対前年度比較の要素として使われている面があるということであり、この廃目についても予算書の上に表示すべきものというふうに資料には記載されております。基本的には、おっしゃるとおりゼロ表示になれば廃目ということになります。

○知名康司 委員長 又吉亮委員。

○又吉亮 委員 では、仮に令和5年度の当初予算の中に、もう一度保留地処分の費用がゼロの場合は、令和4年度当初予算の段階で廃目となっているのですけれども、令和5年度も当初予算の中でゼロというものであれば、ゼロ表示の廃目と表記されるのか、なくなってしまうのかというのを教えてください。

○知名康司 委員長 市街地整備課長。

○市街地整備課長 そのとおりだというふうに認識しております。

○知名康司 委員長 又吉亮委員。

○又吉亮 委員 どちらかということの質疑です、今。そのとおりというよりも、どちらなのでしょうかとという質疑なので。

○知名康司 委員長 建設部次長。

○建設部次長 委員長、休憩をお願いします。

---

○知名康司 委員長 休憩いたします。（午前10時06分）

○知名康司 委員長 再開いたします。（午前10時08分）

---

○知名康司 委員長 建設部次長。

○建設部次長 又吉委員の御質疑にお答えします。

対前年度比の予算がある場合には、当年度で予算計上がない場合には廃目として表示しております。ただ、さらに翌年度ということになれば、そこは対前年度比の予算からゼロですので、その当該年度もゼロの表記をすることはなく、予算としても掲載されることがないというような形の処理になると思います。

○知名康司 委員長 審査中の認定第7号については、質疑の段階で継続審査にしておきたいと思います。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」という者あり）

○知名康司 委員長 御異議ありませんので、さよう決定いたしました。

---

○知名康司 委員長 休憩いたします。（午前10時08分）

○知名康司 委員長 再開いたします。（午前10時09分）

---

#### 【議題】

認定第3号 令和3年度宜野湾都市計画宇地泊第二土地区画整理事業特別会計歳入歳出決算の認定について

て

○知名康司 委員長 次に、認定第3号 令和3年度宜野湾都市計画宇地泊第二土地区画整理事業特別会計歳入歳出決算の認定についてを議題といたします。

質疑に入る前に、担当課より認定第3号についての説明をお願いいたします。建設部次長。

(執行部説明省略)

○知名康司 委員長 それでは、本件に対して質疑を許します。宮城政司 委員。

○宮城政司 委員 よろしくお願ひいたします。

2点あるのですが、1点目は、まず374ページの実質収支に関する調書のところで、先ほど御説明いただいたのですが、区分の5番目の実質収支額の811万2,044円について、収支として出て、この金額はどのような扱いになるのか、説明をお願いします。

○知名康司 委員長 建設部次長。

○建設部次長 今回は811万2,000円のうちの807万円が工事関係の不用額という形になりますので、どうしても工事は最終的にぎりぎりまで、変更がないかとか、清算がないかということで、予算をちょっと置いておく場合がありますので、そういった形で少し不用額が出ております。

この不用額を含めて、最終の歳入と歳出の差引きをしたときに、今回811万2,000円出ております。これはいわゆる黒字という扱いにはなるのですが、これは今回次の議案に多分なるとは思いますが、今回の補正のほうで、今回は繰越金として、次の補正のほうで上がってきますので、それで繰越金として扱うような財源となっております。

○知名康司 委員長 宮城政司 委員。

○宮城政司 委員 ありがとうございます。そこが少し分かりにくい、繰り越すのであれば、4番目に入ってくるのかなというふうに考えたのですが、その説明をお願いします。

○知名康司 委員長 建設部次長。

○建設部次長 事業で繰越しをして、翌年度への、例えば歳入歳出が出てくるという場合の繰越しとは違って、これは実際の事業としては、先ほど言った不用額が出た中で、事業が終了しているということになりますので、黒字扱いになりますけれども、そのお金というのをどうするのかということが出てきます。それはいってみたら、歳入歳出の合計が黒字というか、出てきたお金ですので、それ自体を繰越金として、翌年度の補正の中で繰越金として持っていくということになりますので、そういう措置をしないと、そのままいわゆる一般財源化というか、そのままその予算が残ってしまいますので、これは通常の一般会計でも、その他のところでも、こういった黒字関係が出てくる場合は、こういった繰越金の扱いで処理をされるというふうな形になると思います。通常の事業の繰越しとは扱いがちょっと違います。

○知名康司 委員長 宮城政司 委員。

○宮城政司 委員 よく分かりました。ありがとうございました。

2点目の質疑で、370ページの1款1項1目の備考欄のところで、給料等の話が、01ですね、あるのですが、残業、時間外勤務手当についてお伺いしたいのですが、現在職員の皆さん、残業をするくらい、現在と違いますか、令和3年度になると思うのですが、多忙な状況だったのでしょうか。

○知名康司 委員長 建設部次長。

○建設部次長 詳細は、市街地整備課長にお願いするのですが、やはり市街地整備課のほうの事業としましては、大きく宇地泊の区画整理事業、あと佐真下第二、それと西普天間住宅地区というふうにございます。どの事業も結構、宇地泊に関しては、ほぼ最終を迎えてくるという形の中で、またいろいろな業務が出ております。その他、佐真下第二もそうですし、西普天間住宅地区もそうなのですが、市街地整備課として事業数とか、そういったものは非常に多い部署となっているところです。宇地泊に関しても、ほぼ完了を迎える時期に、近くなっていますけれども、やはりいろいろな処理の事業が増えていますので、そういったこともしながら、一応残業は出ているというところでございます。もし詳細、課長からあるようでしたらお願いします。

○知名康司 委員長 市街地整備課長。

○市街地整備課長 全体的には、先ほどお話しした、佐真下第二、西普天間住宅地区とかあったのですがけれども、宇地泊に関しましては、換地処分の手続、令和3年度は。その業務になります。やはり換地処分に関する業者との打合せとか、そういうのは時間外でやっております。あるいは説明会も3回しているところでございますけれども、そういったところで、また何人かで、この説明会を進めていくわけですから、そういったもので時間外がついております。

○知名康司 委員長 宮城政司 委員。

○宮城政司 委員 ありがとうございます。多分多忙だろうなというのは想定、もちろんしているのですがけれども、この時間外勤務手当が62万5,554円というのは、逆にちょっと少くないかなという懸念があるのですが、ちゃんと職員の皆さんは時間外勤務手当を受け取れているのか。いわゆるサービス残業的なものが出ていないかというのを懸念しているのですが、その辺りはしっかり把握、管理されていますか。

○知名康司 委員長 市街地整備課長。

○市街地整備課長 私のほうでも課内では、予算内で残業できるように工夫して進めております。そして、今回の残業費に関しましては満額でしております。

○知名康司 委員長 宮城政司 委員。

○宮城政司 委員 多忙という状況を把握はしていますので、ぜひ職員の皆さんが頑張りやすいというか、働きやすい環境につなげていただければなと思って質疑しました。以上です。ありがとうございました。

○知名康司 委員長 ほかに。又吉亮委員。

○又吉亮 委員 372ページ、これは教えていただきたいのですがけれども、地方債の公債費なのなのですが、償還事業というのは何年度まで続くのか、まず御答弁ください。

○知名康司 委員長 市街地整備課長。

○市街地整備課長 令和10年度に完了予定です。

○知名康司 委員長 又吉亮委員。

○又吉亮 委員 では、令和10年度まで償還事業として残るということは、この特別会計も令和10年度まで、この特別会計も残っているというような認識でよろしいでしょうか。

○知名康司 委員長 市街地整備課長。

○市街地整備課長 基本的には、換地処分をめどに、私たちは一般会計に移行しようかなというふうになんか今考えているところではありますが、基本的には、そう考えているところではありますが、清算金とか、そういった

ものは、またありまして、宇地泊も令和10年度まで事業認可受けておりまして。その辺の中で、いつ頃一般会計に戻そうかという、今検討しているところです。基本的には今年度で終わりかなと思っていますけれども、ちょっと今検討しているところです。この2～3か月ぐらいで答えは出すつもりでございます。

○知名康司 委員長 又吉亮委員。

○又吉亮 委員 今後この償還事業そのものは一般会計のほうに行くけれども、別事業として特別会計は、まだ残っているというようなことの認識でしょうか。

○知名康司 委員長 市街地整備課長。

○市街地整備課長 今のお話は、宇地泊第二は特別会計です。今、宇地泊第二が特別会計なのが、あとは清算の負担金、一般会計に持っていくか、これを今検討しているところです。その時期をいつにするかということをしているところです。それを2～3か月以内で決定したいと考えているところです。

○知名康司 委員長 又吉亮委員。

○又吉亮 委員 そこは理解しております。令和10年度まで、もともとこの事業というのは、認可をもらっていると。その特別会計も、そこまでは残せるのだけれども、今後來年、再来年とか、いつになるか分からないのですけれども、この償還事業そのものは一般会計のほうに移していく。だけれども、ほかの事業として何か残っているから、特別会計は生きるのですかという質疑です。

○知名康司 委員長 市街地整備課長。

○市街地整備課長 先ほどお話ししましたけれども、一般会計へ移したら、宇地泊の特別会計はございません。宇地泊全体を今特別会計として見ているので、それは一般会計へもっていきますよという話になります。

○知名康司 委員長 又吉亮委員。

○又吉亮 委員 では、償還事業を一般会計に移してしまえば、特別会計はなくなるというような認識でさせていただきます。

一般会計のほうに移ったときに、ではどこのほうで、この償還事業というのは一般会計の中でやられるのか。もしそちらのほうで御答弁できるのだったら、お願いいたします。

○知名康司 委員長 市街地整備課長。

○市街地整備課長 この一般会計も私たちのほうで予算は計上いたします。一般会計として予算計上いたします。

○又吉亮 委員 以上です。

○知名康司 委員長 ほかにございますか。

(「なし」という者あり)

○知名康司 委員長 副委員長と交代いたします。

(委員長、副委員長と交代)

○宮城政司 副委員長 知名康司委員。

○知名康司 委員 歳出のページからすれば370ページの1款1項1目、備考欄、宇地泊第二土地区画整理事業事務運営費、括弧して補助というのがあります。下の欄にもずっと下に02の宇地泊土地区画整理事業事務運営費(単独)というのがあります。その違い、この補助と単独の違い。それと内容を見たら、違うと言ったら当然ですけど、その辺の使われ方というのか、負担の説明をお願いします。

○宮城政司 副委員長 市街地整備課長。

○市街地整備課長 今の（補助）と（単独）の違いだと思うのですが、（補助）のものに関しては、もともと補助金対象だった事業です。国の補助、今はもうないので、単費だとか、保留地処分金で一部あるという話です。単独のほう、保留地処分金は単独で、一般財源も単独で管理しています。補助というのは、今はありませんので、もともと補助金対象でやっていたような流れの交付です。

○宮城政司 副委員長 知名康司委員。

○知名康司 委員 これは使われ方が、内容が違う、その違いも説明願います。

○宮城政司 副委員長 市街地整備課長。

○市街地整備課長 そうです。内容的に、こういったものを補助で、もともとの補助金で使っていた、このメニューなのですね、記載されているのは。単独のもので、また記載されていたものです。そのまま残しているというだけです。

○宮城政司 副委員長 知名康司委員。

○知名康司 委員 ある程度は分かるのですが、この単独の部分で、該当というのが、土地区画整理審議会委員報酬で、次も報酬で、保険料、協会負担金、研究会負担金ということで割り振りされているのですが、その辺の違い、給与関係とか、あとは消耗品、燃料費、修繕費、そういった費用の部分での違いがあるのか伺います。

○宮城政司 副委員長 市街地整備課長。

○市街地整備課長 すみません。今のちょっと理解しにくかったのですが、違いというのは、どんな。

○知名康司 委員 使われ方が、補助の使われ方と単独の使われ方が違うものですから、それがどのような違いでもってなっているのか。

○宮城政司 副委員長 市街地整備課長。

○市街地整備課長 職員人件費とか、この事業に関わりますので、例えば残業費ですとか、そういったものに対しては、この（補助）使って、単独のほうでは、こういったそれ以外の報酬だとか、そういった補助金、元々、認められないものですから、保険料だとか、負担金だとか、そういったのを単独の方で取り入れて、今も入れているところであります。

○宮城政司 副委員長 知名康司委員。

○知名康司 委員 細かい部分まで、この次のページの2の建設事業費、備考欄のほうに同じように土地区画整理補助の部分、内容的には宇地泊第二土地区画整理事業業務委託料6,900万円余り出ているのですが、02も内容的には単独で宇地泊第二土地区画整理事業業務委託費、何か内容が同じなものですから、その違いも。

○宮城政司 副委員長 市街地整備課長。

○市街地整備課長 今ちょっと同じ委託料ということで、分かりにくいところがあるのですが、この6,900万円というところは、もともと補助金であれば、そういった委託料に使えたという、もともとの幹になるところ、芯になるところで、この60万というのは、例えば業務委託する場合には、補助金で使えないのもいっぱいあります。修繕料、ちょっとした修繕ですね、そういったものを単独ということで、もともとそういうふうに表示して、そのままこういうふうに表示ということです。よく言う単費分、簡単な附帯工事だと

か、そういったのが単独に入っております。

(副委員長、委員長と交代)

○知名康司 委員長 ほかに質疑ありませんか。分からないことも多いかもしれませんが、新人の方は。なければ進行していきますが。宮城政司 委員。

○宮城政司 委員 新人の皆さんだけでなく、僕自身もそうなのですが、この宇地泊第二土地区画整理事業の内容が分かるような資料等があれば、いつから始まって、場所はどの辺だとかという概要が分かる資料、既にあるものでいいので、できれば後ほど…。

○知名康司 委員長 市街地整備課長。

○市街地整備課長 私たちのほうで提示できるものをちょっと調整してみますので、よろしく願いいたします。

○宮城政司 委員 以上です。

○知名康司 委員長 よろしいですか、進行して。

(「はい」という者あり)

○知名康司 委員長 審査中の認定第3号については、質疑の段階で継続審査にしておきたいと思えます。これに御異議ありませんか。

(「異議なし」という者あり)

○知名康司 委員長 御異議ありませんので、さよう決定いたしました。

---

○知名康司 委員長 休憩いたします。(午前10時40分)

○知名康司 委員長 再開いたします。(午前10時40分)

---

#### 【議題】

#### 議案第53号 令和4年度宜野湾都市計画宇地泊第二土地区画整理事業特別会計補正予算(第1号)

○知名康司 委員長 次に、議案第53号 令和4年度宜野湾都市計画宇地泊第二土地区画整理事業特別会計補正予算(第1号)を議題といたします。

質疑に入る前に、担当課より議案第53号についての説明をお願いいたします。建設部次長。

(執行部説明省略)

○知名康司 委員長 それでは、本件に対する質疑を許します。

(何事かという者あり)

○知名康司 委員長 副委員長と交代いたします。

(委員長、副委員長と交代)

○宮城政司 副委員長 知名康司委員。

○知名康司 委員 次長、これは職員の、8ページ、職員数は3名というふうになっていますけれども、3名の方が宇地泊に関しては全部見ているということになりますか。

○宮城政司 副委員長 建設部次長。

○建設部次長 本来は、特別会計ですので、できれば、それに関わっている方ということを経の中でも調整すべきなのではけれども、いわゆるどうしても予算のバランスがありますので、大きな事業として、先ほど言いました宇地泊第二、あと佐真下第二、西普天間住宅地区がありますので、そこのほうで少し調整をしないといけないところがありますので、そこで少し人が、必ずしもこの宇地泊の事業は宇地泊しか見ていないとか、そこまでではないのですけれども、おおむねその事業、3事業ございますので、そこのほうで職員を割り振って、そこに入っていると。その分の一応給与とかを見ている形になりますので、今回は西普天間につきましては、今基本的には3名……

(「宇地泊第二」という者あり)

○建設部次長 宇地泊第二につきましては3名という形になってございます。

○宮城政司 副委員長 知名康司委員。

○知名康司 委員 7ページの総務管理費の中の01の給料、扶養手当とか、いろいろ職員の手当関係があります。これは3名の中の割り振りになりますか。

○宮城政司 副委員長 建設部次長。

○建設部次長 おっしゃるとおりで、この3名割当てている分がございまして、それが今年度4月に当然人事異動があった中で、その部分で人が替わったりします。あと、家族構成も変わったりする場合がありますので、そういった増減についての補正が今回なされているところでございます。

○宮城政司 副委員長 知名康司委員。

○知名康司 委員 減の部分、2万8,000円、期末勤勉手当、それだけの内容、説明をお願い。ほかは増ですよ。

○宮城政司 副委員長 建設部次長。

○建設部次長 昨年、人事院勧告を受けましてボーナスが、正職員の給与、ボーナスが、割合が少し下がりましたので、それで給与を下げてあります。ただ、本年度また県の人勧のほうでは少し上がるような話もございまして、最終的にはまた少し上がるかもしれませんが、今年度は、その分でちょっと予算が、昨年度予算をつくる時に見たときよりは下がっているということで、今その割合に合わせて下げているところでございます。

○知名康司 委員 分かりました。

(「すみません。今のちょっと補足しましょうね」という者あり)

○宮城政司 副委員長 市街地整備課長。

○市街地整備課長 先ほど人事異動により人も変わっていますので、その差額もあります。人勧も下がって人も替わっていますので…。

(副委員長、委員長と交代)

○知名康司 委員長 ほかに。又吉亮委員。

○又吉亮 委員 細かいところなのではけれども、ちょっと教えていただきたいなど。この説明01なのではけれども、こっちの中に公務災害補償というものが入っていないのですけれども、定期人事異動に伴ってのもので、その項目の中に公務災害補償費負担金というものが入っていないのですけれども、これはほかの扶養手当とか、児童手当というものが、人事異動に伴って、その人の世帯構成だったりとか、によって変動する

というのは分かるのですが、この公務災害補償費というのは、頭に対して幾らというのが決まっているので、変化がないので、今回これが載っていないものなのか。あまりにも微々たる数字なので、ここには載らずというところなのかという御説明をいただけますか。

○知名康司 委員長 市街地整備課長。

○市街地整備課長 今回予算のプラス・マイナス・ゼロだったものですから、それで補正の方に載せていないということです。ちなみに3人分です。

○又吉亮 委員 では、変わらないということなのですか、人数の変動がないという。

○市街地整備課長 はい。

○知名康司 委員長 又吉亮委員。

○又吉亮 委員 その聞いたついでなので、ちょっと教えていただきたいのですが、これは構成とかによって変わるものではなく、頭数によって同じ、例えば入ったばかりの人と50代の方と、技術者だろうが、頭数によって、この公務災害補償費負担金というのは頭割りをされているものなのか、その人の能力だったり、世帯のものだったり、負担金そのものが変動するものなのかどうかというのを教えてもらえますか。

○知名康司 委員長 建設部次長。

○建設部次長 又吉委員、すみません。この件については、多分私が聞いたところでは、公務災害補償の件に関しては、人だったと思うのですが、人だから変わらないと思っているのですが、ちょっとこれは人事課のほうからいろいろデータをもらいながら、ここは作成しているところもありますので、いま一度、ちょっと人事課のほうに確認してお答えしたいと思います。

○又吉亮 委員 ありがとうございます。

○知名康司 委員長 よろしいですか。

(「はい」という者あり)

○知名康司 委員長 それでは、進行してまいりたいと思います。

審査中の議案第53号については、質疑の段階で継続審査にしておきたいと思います。これに御異議ありませんか。

(「異議なし」という者あり)

○知名康司 委員長 御異議ありませんので、さよう決定いたしました。

---

○知名康司 委員長 休憩いたします。(午前10時53分)

○知名康司 委員長 再開いたします。(午前11時00分)

---

#### 【議題】

認定第4号 令和3年度宜野湾都市計画佐真下第二土地区画整理事業特別会計歳入歳出決算の認定について

○知名康司 委員長 次に、認定第4号 令和3年度宜野湾都市計画佐真下第二土地区画整理事業特別会計歳入歳出決算の認定についてを議題といたします。

質疑に入る前に、担当課より認定第4号についての説明をお願いいたします。建設部次長。

(執行部説明省略)

- 知名康司 委員長 それでは、本件に対する質疑を許します。宮城政司 委員。
- 宮城政司 委員 よろしくお願ひします。ちょっと細かいのですが、389ページの1款1項1目、備考の佐真下第二土地区画整理事業運営費のところ、土地区画整理評価委員報酬とあるのですが、この評価委員という方は何名いらっしゃって、どういった方がやられているのか、ご説明いただけますか。
- 知名康司 委員長 市街地整備課長。
- 市街地整備課長 人数的には、委員は3名おります。3名いて、土地家屋調査士が2人で、司法書士が1人いらっしゃいます。知識がある方になります。
- 知名康司 委員長 宮城政司 委員。
- 宮城政司 委員 ありがとうございます。3名ということで、1人6,000円ぐらいの額かなと思うのですが、これは何回打合せというか、会議があるのですか。その回数が掛けるになってトータルで、この金額が報酬になるのか。
- 知名康司 委員長 市街地整備課長。
- 市街地整備課長 評価委員会ということで、委員会を行いました。
- 知名康司 委員長 宮城政司 委員。
- 宮城政司 委員 保険料というのは、この評価委員に対する保険料なのですか、それとは関係ないのですか、どういったものか、説明いただけますか。
- 知名康司 委員長 市街地整備課長。
- 市街地整備課長 保険料とありますけれども、これは区画整理事業施設賠償責任保険料ということで、年契約となっております、区画整理事業中でありますので、そこでけがした場合の保険料になります。付け加えます。使用収益がまだのところ、けがした場合に支払われる保険料ということになります。
- 知名康司 委員長 宮城政司 委員。
- 宮城政司 委員 ありがとうございます。先ほど審議した371ページ、宇地泊の審議したときに、同じく土地区画整理評価委員報酬というのが、保険料が全く同じ金額があつて、これは、メンバーは同じ方々ですか、それとも別の方々ですか。
- 知名康司 委員長 市街地整備課長。
- 市街地整備課長 評価委員のメンバーにつきましては、宇地泊も佐真下も3人ではございますが、メンバーは変わります。
- 知名康司 委員長 宮城政司 委員。
- 宮城政司 委員 ありがとうございます。ちょっとまたこれは次の審議になると思うのですが、西普天間の場合、同じような項目で、金額は変わって、人数も変わってきていると思いますけれども、これは面積等に応じて、この人数は決まってくるのか。
- 市街地整備課長 評価委員でよろしいですか。
- 宮城政司 委員 はい。
- 市街地整備課長 人数は3名で一緒です。回数がそれぞれ違っています。
- 宮城政司 委員 ありがとうございます。

○知名康司 委員長 ほかには。濱元朝晴委員。

○濱元朝晴 委員 377ページの諸収入で、保留地処分金がありまして収入済額が1億1,645万1,434円、これは、金額で一応述べているのですが、件数が何件なのか。

○知名康司 委員長 市街地整備課長。

○市街地整備課長 2筆で2件というふうになっております。

○知名康司 委員長 濱元朝晴委員。

○濱元朝晴 委員 令和3年度2件ということで、それと佐真下、この地図の全体的な保留地処分の資料があるのですけれども、これから見たら保留地処分が59.9%で、これは面積と処分金額しか書かれていませんが、保留地処分が何件あるか、お伺いします。

(「全体で」という者あり)

○濱元朝晴 委員 全体で。

○知名康司 委員長 市街地整備課長。

○市街地整備課長 ちょっとお待ちください。

(何事かいう者あり)

---

○知名康司 委員長 休憩いたします。(午前11時15分)

○知名康司 委員長 再開いたします。(午前11時19分)

---

○知名康司 委員長 又吉亮委員。

○又吉亮 委員 385ページ、同じく保留地処分に関してなのですがすけれども、当初予算額7,450万円余りで、補正予算で3,500万円減額して、その後調定額ということで、1億1,600万円なのですがすけれども、補正でやってはいるのですがすけれども、この流れというのをちょっと教えてもらえますか。7,400万円、当初予算を立てて、どういったことがあって3,500万円の減額になって、それからどういったことがあって1億1,600万円の保留地処分が進んだのかということ。

○知名康司 委員長 市街地整備課長。

○市街地整備課長 令和3年度に2筆売れはしたのです。1筆もちゃんと契約して歳入もいただきました。あと1筆は、ちょっと微妙なところがあったものですから、そのまま去年、補正で減にしました。しかし、今回、今回というか、年度内にまた入ってきましたということです。それを保留地処分金ということで、1億1,600万円、今回は収入済みということになっております。

当初より7,000万円と1億1,000万円の違いなのですがすけれども、入札の時点ですね、入札で高くきたものですから、高い金額で契約したものですので、7,400万円から1億1,600万円、金額は高騰しております。

○知名康司 委員長 又吉亮委員。

○又吉亮 委員 では、今の話を聞いた上での確認なのですがすけれども、当初予算では7,400万円計上していて、それが2筆分の7,400万円ぐらいの保留地処分金として歳入を見込めるだろうというところから、1つは、1筆は契約完了したのだけれども、もう一筆がなかなか契約が進まないということで、減額をしたのが3,500万円ということで、予算現額としては1筆分の3,800万円を計上したけれども、結局もう一件の契約がなかなか

進んでいないものも令和3年度内に契約ができたことによって、この2筆分の合計が当初予算7,400万円を上回っての1億1,600万円になったという経緯でよろしいですか。

○知名康司 委員長 市街地整備課長。

○市街地整備課長 よろしいです。

○知名康司 委員長 又吉亮委員。

○又吉亮 委員 今の話の流れだと、1筆契約をした後に、もう一筆がなかなか契約が進まないということで、3,500万円を減額をした。ということは、先に売れたものの契約は3,897万8,000円だと思うのですが、残り1筆分のものが、合わせて1億1,600万円になっているということは、この減額分の3,500万円から倍以上の金額で売れたということになるのでしょうか。

要するに私が言ったのは、先に決まったものが3,897万8,000円だと思っているのですよ。契約がうまくいった、契約が済んだということの話だったので、その後に残り1筆分が減になって売れて、トータルで1億1,600万円ということは、1億1,600万円から3,897万8,000円を引いた額が残り1筆分の契約がなかなか進まなかったけれども、令和3年度内に契約が済んだというものの額、恐らくこれが7,500万円ぐらいになっているのではないかなとは思っているのですが、そういった認識でよろしいでしょうか。

○知名康司 委員長 市街地整備課長。

○市街地整備課長 当時、入札は一緒に同じ日にやったのです。ただ、支払いの日とか、そういったものの調整をするために1筆に関しては見えたんですね。この令和3年度に売れますということで、3,800万円を計上しております。

あと、ちょっと3月補正の段階で、見えてはいたのですが、確実ではないところがあったものですから、そういうふうにしてやっております。金額に関しましては、その3,300万円分は2倍ぐらいに、結構いいといえますか、そういう入札になりました。

○又吉亮 委員 以上です。

○知名康司 委員長 先ほどののは。

(何事かいう者あり)

○知名康司 委員長 濱元委員から先ほどの件数のほうは資料で提出、保留地処分の件数ですね。資料でお願いいたします。

(「今答えられるのだったら答えた方がいい」という者あり)

○知名康司 委員長 市街地整備課長。

○市街地整備課長 件数は60筆あります。一般保留地が21筆で、付け保留地というのが39筆あります。合わせて60筆あります。

○知名康司 委員長 濱元朝晴委員。

○濱元朝晴 委員 保留地処分面積が59.9%ということで、60筆のうちから結局59.9%というのは、何件ぐらい…。

(何事かいう者あり)

○知名康司 委員長 濱元朝晴委員。

○濱元朝晴 委員 全体で60筆あるということで、令和3年度は2筆ということで、全体的には60から2引い

て、あと引けば59.9%の残りが出ると思うのですが、どのぐらいの件数になっているか。

○知名康司 委員長 市街地整備課長。

○市街地整備課長 ちょっと残りに関しては、ちゃんと出していないところがあるのです。

○知名康司 委員長 濱元朝晴委員。

○濱元朝晴 委員 というのは、この件数によって、あと何か年、進み具合が分かるので、今すぐに確認していますので、後でまた自分のほうも確認しながらやります。質疑は以上です。

○知名康司 委員長 市街地整備課長。

○市街地整備課長 資料はいいということ。

○濱元朝晴 委員 大丈夫です。

○市街地整備課長 後で詳しく、またしましょうね。

○濱元朝晴 委員 はい。

○知名康司 委員長 では、進行してもよろしいですか。

(「はい」という者あり)

○知名康司 委員長 審査中の認定第4号については、質疑の段階で継続審査にしておきたいと思います。これに御異議ありませんか。

(「異議なし」という者あり)

○知名康司 委員長 御異議ありませんので、さよう決定いたしました。

---

○知名康司 委員長 休憩いたします。(午前11時28分)

○知名康司 委員長 再開いたします。(午前11時30分)

---

#### 【議題】

#### 議案第53号 令和4年度宜野湾都市計画宇地泊第二土地区画整理事業特別会計補正予算(第1号)

○知名康司 委員長 議案第53号 令和4年度宜野湾都市計画宇地泊第二土地区画整理事業特別会計補正予算(第1号)について、建設部より保留していた件について答弁がございますので、再度議案第53号を議題といたします。

議案第53号についての説明をお願いいたします。

(何事かいう者あり)

○知名康司 委員長 戻って、先ほどの議案第53号 令和4年度宜野湾都市計画宇地泊第二土地区画整理事業特別会計補正予算(第1号)、補足がありますので……

(「委員長、ちょっと休憩」という者あり)

○知名康司 委員長 再開して、そのまま……

(「委員長、ちょっと休憩いいですか」という者あり)

---

○知名康司 委員長 休憩いたします。(午前11時32分)

○知名康司 委員長 再開いたします。(午前11時33分)

---

○知名康司 委員長 議案第53号 令和4年度宜野湾都市計画宇地泊第二土地区画整理事業特別会計補正予算(第1号)についてでございます。

建設部より保留していた件について答弁がございますので、再度議題といたします。

建設部次長。

○建設部次長 先ほど答弁保留してございました、議案第53号 令和4年度宜野湾都市計画宇地泊第二土地区画整理事業特別会計補正予算(第1号)に係る7ページの総務管理費の中で、給与関係に補正等がございましたけれども、その項目にない公務災害補償費負担金につきましては、どのような整理なのかという御質疑でございました。

こちらにつきましては、内容については、市街地整備課長のほうから御答弁申し上げます。

○知名康司 委員長 市街地整備課長。

○市街地整備課長 よろしくお願いたします。先ほどの公務災害補償費負担金、3人分でございますが、それは金額が当初予算も変わらないということで、補正対象になっておりません。その理由について、この金額を算定する場合の要素といたしますか、前々年度の決算に計上された職員区分ごとの給与の総額に関わってきます。前々年度。といたしますのは、令和2年度確定負担金の給与の総額、令和2年度の負担金となります。

それで、令和4年度の予算は、令和3年度に決めてありますので、令和2年度の決算というのは、令和3年度の9月ごろ決まりますので、人が替わっても令和2年度の決算時期の金額で変わらないということになります。そういう計算の仕方です。

○知名康司 委員長 よろしいですか。

○又吉亮 委員 はい。

○知名康司 委員長 なければ進行いたします。よろしいですか。

(「はい」という者あり)

○知名康司 委員長 審査中の議案第53号については、質疑の段階で継続審査にしておきたいと思っております。これに御異議ありませんか。

(「異議なし」という者あり)

○知名康司 委員長 御異議ありませんので、さよう決定いたしました。

---

○知名康司 委員長 休憩いたします。(午前11時36分)

○知名康司 委員長 再開いたします。(午前11時36分)

---

#### 【議題】

議案第54号 令和4年度宜野湾都市計画佐真下第二土地区画整理事業特別会計補正予算(第1号)

○知名康司 委員長 次に、議案第54号 令和4年度宜野湾都市計画佐真下第二土地区画整理事業特別会計補正予算(第1号)を議題といたします。

質疑に入る前に、担当課より議案第54号についての説明をお願いいたします。建設部次長。

(執行部説明省略)

○知名康司 委員長 本件に対する質疑を許します。又吉亮委員。

○又吉亮 委員 6ページ、基金繰入金なのですけれども、これは保留地処分金のものから、財源組替えという説明、こちらのことですよね。保留地処分金の減額なった数字が3,555万4,000円だったのですけれども、これは費目存置の1,000円と補正額の3,555万4,000円を足して、合計額が3,555万5,000円になっているのですけれども、必要財源というのは、3,555万4,000円ではないのでしょうか。必要財源が3,555万4,000円であるならば、補正額は3,555万3,000円の計上で、計が3,555万4,000円になるのではないかなと思ってはいるのですけれども、どうでしょうか。

(「委員長、休憩お願いします」という者あり)

---

○知名康司 委員長 休憩いたします。(午前11時43分)

○知名康司 委員長 再開いたします。(午前11時49分)

---

○知名康司 委員長 市街地整備課長。

○市街地整備課長 まず、9ページの話からいたしましょう。まず、この3,555万4,000円という数字が、費目存置1,000円あって、補正に関係するのが3,555万4,000円という、この6ページに上がる場合には、補正前は1,000円ありますので、補正額は3,555万5,000円ということで、繰入金は費目存置を抜いた3,555万4,000円、費目存置も9ページも実はあるよと、3,555万5,000円あります。

○知名康司 委員長 建設部次長。

○建設部次長 こちらについては、歳出も3,555万5,000円必要なのですね。歳入の部分で基金繰入金から1,000円持ってきたがために、この1,000円がちょっと見え隠れしているのですけれども、基本的には繰入金として前年度の保留地処分金が処理して基金に入りましたので、ここから費目存置の1,000円と3,555万4,000円を足せば3,555万5,000円になりますので、これで歳出の3,555万5,000円に充てるということになっています。なので、組替えは3,555万4,000円の組替えに充てるということでございます。

○知名康司 委員長 よろしいですか。

○又吉亮 委員 はい、納得しました。

○知名康司 委員長 ほかになければ進行していきたいと思っておりますけれども、よろしいですか。

(「はい」という者あり)

○知名康司 委員長 審査中の議案第54号については、質疑の段階で継続審査にしておきたいと思っております。これに御異議ありませんか。

(「異議なし」という者あり)

○知名康司 委員長 御異議ありませんので、さよう決定いたしました。

午前の会議はこれで終わり、午後は2時から会議を開きます。その間休憩いたします。(午前11時50分)

◆午後の会議◆

○知名康司 委員長 再開いたします。（午後2時00分）

これより午後の会議を進めてまいります。

【議題】

陳情第4号 「駐留軍関係離職者等臨時措置法」の有効期限延長に関する陳情

○知名康司 委員長 陳情第4号 「駐留軍関係離職者等臨時措置法」の有効期限延長に関する陳情を議題といたします。

質疑に入る前に、事務局より陳情書の読み上げを行います。

○議会事務局主事 それでは、今、委員長からありましたように私のほうから陳情書の読み上げを簡単にさせていただきます。

宜野湾市議会議長、上地安之殿。

全駐留軍労働組合沖縄地区本部執行委員長、與那覇栄蔵。

「駐留軍関係離職者等臨時措置法」の有効期限延長に関する陳情。

貴職におかれましては、平素から駐留軍関係の雇用・離職者対策に特段の御尽力を賜り、深く感謝申し上げます。

さて、駐留軍関係離職者等臨時措置法は、2023年5月16日で有効期限を迎えます。御承知のとおり、駐留軍雇用は、米国の軍事政策や国際情勢等に影響を受ける特殊な職場環境下であり、本質的には不安定な状況に置かれています。特に在日米軍再編に伴う雇用問題が懸念される中であって、駐留軍等労働者の離職者対策は、これまで以上に駐留軍関係離職者等臨時措置法に基づく対策が不可欠であります。

貴職をはじめ関係各位の御尽力によって駐留雇用は比較的安定した雇用状況が続いています。しかし、日米両政府は、在沖海兵隊のグアム移転及び嘉手納以南の基地返還と北部基地への統合などを含む在日米軍再編に関する合意をしており、沖縄における在日米軍施設・区域に関する統合計画も発表されています。

海兵隊施設には4,857人（令和4年3月）、嘉手納以南の対象施設には3,622人（令和4年3月）の日本人従業員が勤務しており、雇用への影響が避けられない情勢にあることから、状況いかんによっては、駐留軍等労働者としての雇用継続が困難となる事態も想定されます。

昨今の全国的な雇用情勢は、新型コロナウイルスの影響もあり、完全失業率2%台後半で高止まりし、県内の失業率は全国よりも高い水準で推移しています。

また、駐留軍等労働者は、中途採用者が多いことから、平均年齢も48.24歳と高い状況にあり、大規模な人員整理等が発生すれば、駐留軍関係離職者の再就職・自活の道は容易ではなく、地域的な雇用情勢はパニック状態に陥ることは必定であります。

つきましては、駐留軍労働への御理解と駐留軍関係離職者等臨時措置法の必要性を御賢察の上、別添資料の趣旨に沿って関係省庁に対し、同法の再延長に関する要請を行っていただきますようお願い申し上げます。

以上。

以下別添資料、3ページありますが、こちらまた御覧になっていただければ幸いです。

事務局からの読み上げは以上になります。

○知名康司 委員長 それでは、本件に対する質疑を許します。

(「委員長」という者あり)

○知名康司 委員長 主事。

○議会事務局主事 すみません。情報提供ということで、お話しさせていただくのですが、2017年も全く同じ内容の陳情が議会のほうに、経済建設常任委員会のほうにも上がっておりまして、その際には採択という形で通しておりました。

審査の内容につきましては、申し訳ないのですが、こちら自分で調べ切れなくて、まだ手元に資料がなくて、結果のみしか、すみません。今お答えできないのですが、今から5年前に関しましては採択という形で出ておりました。

(「今、休憩中ですか」という者あり)

○知名康司 委員長 休憩ではなくて、そのまま進めていますので。

(「ちょっと休憩、お願いします」という者あり)

---

○知名康司 委員長 休憩いたします。(午後2時10分)

○知名康司 委員長 再開いたします。(午後2時13分)

---

○知名康司 委員長 宮城政司 委員。

○宮城政司 委員 よろしくお願ひします。分かる範囲でお伺いするのですが、宜野湾市で軍関係の雇用者というのは、現役の雇用者と、あとは離職した方の人数は把握されていますか。

○知名康司 委員長 企業誘致担当主幹。

○産業政策課企業誘致担当主幹 宮城委員の質疑にお答えいたします。まず、駐留軍労働者の人数なのですが、令和4年3月末現在で宜野湾市のほうが905人です。駐留軍の離職者が令和3年度でいいますと、合計13名。

○知名康司 委員長 宮城政司 委員。

○宮城政司 委員 ありがとうございます。この臨時措置法の影響と申しますか、内容によって国とかから宜野湾市に何か支援とかあって、こういう離職された方とかに対する支援を行っているとか、そういうことはありますか。それとも直接国がやっているのですか。

○知名康司 委員長 市民経済部次長。

○市民経済部次長 直接的な支援については、国のほうからあるのですが、それを間接雇用という関係がありまして、駐留軍のエルモ、これは駐留軍等労働者労務管理機構、エルモというところなのですが、そこの雇用契約を行って米軍のほうで働くというような間接雇用を行っています。その機構のほうから、例えば就職促進手当、これは最長で3年間いただけるものなのですが、そういった手当があったり、また本土に就職行く場合の費用、渡航費用とか、あとは起業する場合の支援など、そういったところからエルモさん、この機構を通して支援が行っているという状況になっています。

○知名康司 委員長 宮城政司 委員。

○宮城政司 委員 直接ではなくて、間接的に宜野湾市は、その支援団体に支援しているのですか。金銭的に

ということですか。

○知名康司 委員長 市民経済部次長。

○市民経済部次長 予算としては中部市町村会で補助金、人口割の補助金を宜野湾市から歳出として、補助金として機構のほうに予算を出している状況です。

○知名康司 委員長 宮城政司 委員。

○宮城政司 委員 先ほどの質疑の確認なのですが、905人の方っておっしゃっていたのですが、宜野湾市に住所があって県内の軍関係の施設で働いているのか、宜野湾市内の軍関係の施設にいらっやっやって、他市町村に住所があるのか、どちらですか。

○知名康司 委員長 企業誘致担当主幹。

○産業政策課企業誘致担当主幹 市町村別分布状況というのがあります。宜野湾市の方です。

○宮城政司 委員 分かりました。ありがとうございました。以上です。

○知名康司 委員長 ほかに。嶺井拓磨委員。

○嶺井拓磨 委員 従業員の方なんかは、雇用保険には入っているものなのですか。

○知名康司 委員長 市民経済部次長。

○市民経済部次長 駐留軍の労働者の身分なのですが、間接的に国に雇用はされておりますけれども、国の事務とか、事業を直接やっているわけではないので、国家公務員としての位置づけではありません。ただ、給料については、公務員に準じた給与をもらっているということと、あとは健康保険とか、厚生年金、そういったものも社会制度は、準国家公務員というのですかね、そういった内容の雇用が、厚生年金と雇用保険というのは、しっかり確保されているというふうになっております。日本の国の法律の中で、そういった位置づけになっております。

○知名康司 委員長 嶺井拓磨委員。

○嶺井拓磨 委員 では、全員、従業員は有期労働雇用の契約者になるのですか。制限があるということは、全員がそういう形になるのですか。

○知名康司 委員長 市民経済部次長。

○市民経済部次長 すみません。労管との契約の内容は把握していないのですが、労働者の雇用関係については、労働基準法、労働組合法、労働関係調整法で、我が国の労働関係法令が適用されるということまでは分かるのですが、その期間が、ちょっと有期かどうかというのは、すみません。後日お伝えします。

○知名康司 委員長 又吉亮委員。

○又吉亮 委員 さっき答弁したのか分からない、ちょっと夢中になってあれしたので、質疑があったのか分からないのですが、宜野湾市のほうでの離職者は年間、前年度でいいです。何名いるのか。

○知名康司 委員長 企業誘致担当主幹。

○産業政策課企業誘致担当主幹 令和3年度実績で宜野湾市の離職者は13名です。

○知名康司 委員長 又吉亮委員。

○又吉亮 委員 これはトランスファーした場合どういうふうになりますか。例えば……

○市民経済部次長 転職。

○又吉亮 委員 転職なのですから、基地内というか、普天間で働いていた方が嘉手納にトランスファーした場合というのは離職扱いになるのか、もし御存じであれば、御存じであれば結構ですよ。完全離職の数字になっているのか、例えばこっちの普天間だったものが、よその基地にトランスファーした場合は離職扱いになっているのか、その数字が入っているのかどうかという。

○知名康司 委員長 市民経済部次長。

○市民経済部次長 すみません。臨時措置法の概要を少し、離職者の定義の中で、米軍の撤退とか、移動、部隊の縮小、予算の削減というような米軍側からの都合によって削減された場合、そういった離職者というふうに定義されているので、多分そういった移動については、恐らく入らないのではないかと考えております。個人の都合で移動するという感じでしょうか、それとも強制的にということでは、違いは出てくるとは思うのですけれども。

○知名康司 委員長 又吉亮委員。

○又吉亮 委員 では、もう一つ。個人の都合で離職された方は、その13名にはカウントされないという認識ですね。今の駐留軍関係離職者の定義の中でいう、離職を余儀なくされた方のみが前年度では13名いると。部隊の縮小とか、予算の削減とか、業務の削減、そういったもので離職せざるを得なくなった人が、宜野湾市民として13名いるという。個人の都合での転職だったりということでの離職とは別ということなのですね。

○知名康司 委員長 市民経済部次長。

○市民経済部次長 この法に照らし合わせると、そういうふうに理解しております。

○又吉亮 委員 分かりました。

○知名康司 委員長 ほかに、なければ進めてまいりたいと思いますが、よろしいですか。

(「進行」という者あり)

○知名康司 委員長 審査中の陳情第4号については、……

(何事かという者あり)

---

○知名康司 委員長 休憩いたします。(午後2時27分)

○知名康司 委員長 再開いたします。(午後2時28分)

---

○知名康司 委員長 審査中の陳情第4号については、質疑の段階で継続審査にしておきたいと思っております。これに御異議ありませんか。

(「異議なし」という者あり)

○知名康司 委員長 御異議ありませんので、さよう決定いたしました。

---

○知名康司 委員長 休憩いたします。(午後2時28分)

○知名康司 委員長 再開いたします。(午後2時29分)

---

## 【議題】

議案第60号 宜野湾市企業立地促進条例の一部を改正する条例について

○知名康司 委員長 次に、議案第60号 宜野湾市企業立地促進条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

質疑に入る前に、担当課より議案第60号についての説明をお願いいたします。市民経済部次長。

(執行部説明省略)

○知名康司 委員長 本件に対する質疑を許します。下地崇委員。

○下地崇 委員 よろしく申し上げます。この企業立地促進ということなのですが、これは土地を活用する事業者に対して固定資産税が75%優遇されるということなのですが、今空いている土地に新しく建てる場所からということになるのでしょうか。

○知名康司 委員長 企業誘致担当主幹。

○産業政策課企業誘致担当主幹 今の75%というのは、地方交付税により75%減収補填ということですので、企業が、例えば対象設備に該当すれば5年間の固定資産税が免除です。あと、土地だけではなくて、対象設備のほうが、土地以外に設備であったり、構築物であったりは、該当します。土地だけではないです。

○下地崇 委員 建造物。

○産業政策課企業誘致担当主幹 そうです。

○知名康司 委員長 下地崇委員。

○下地崇 委員 ただいま100%減免、免税という形で、この補填は入るべき税収がないということなのですが、それも国であったりとか、そういう補填の、市の、ちょっと表現はあれなのですが、欠損にならないような仕組みがつくられているのでしょうか。

○知名康司 委員長 企業誘致担当主幹。

○産業政策課企業誘致担当主幹 5年間市税収入の減にはなります。ただ、減収額の75%が普通交付税算定時に控除されますので、国から減収補填という形になります。

○知名康司 委員長 下地崇委員。

○下地崇 委員 ありがとうございます。それで、立地促進ということで、これは市内在住者に関わることではないと思うのですが、本土であったり、内地からの企業を誘致する、誘い込む上でも非常に有効かと思うのですが、今、市が令和4年3月31日が期限だったのが、令和7年3月31日というふうに延長という形が取られるのですが、それに対して見込まれる目標であったりとか、何社誘い込みたいとか、そういう目標設定はございますでしょうか。

○知名康司 委員長 企業誘致担当主幹。

○産業政策課企業誘致担当主幹 目標というよりも、今、令和4年直近で固定資産税を免除している件数なのですが、今26件です。今、右肩上がり伸びてはいるのですが、課内の目標としましては、令和7年度には約30ぐらいは企業誘致といいますか、対象事業者を増やしていきたいなと思っております。

○知名康司 委員長 下地崇委員。

○下地崇 委員 例えば大きな土地に企業さんが事業を展開される、当然といえば当然なのですが、本市にしっかり税金が落ちるような、そういう運びでもって展開されると思うのですが、今26社現在あって、30社目標ということで、大体これぐらいの税収目標、目標ばかりで申し訳ないのですが、見込まれる税収増、具体的な金額などありますでしょうか。

○知名康司 委員長 企業誘致担当主幹。

○産業政策課企業誘致担当主幹 固定資産税課税免除は、直近過去5年の、平成30年から令和4年までの5年間の課税免除額というのは、数字としては押さえておりますので、この免除期間が終了した場合は、その額そのものが税収になる見込み…。

○下地崇 委員 ありがとうございます。

○知名康司 委員長 宮城政司 委員。

○宮城政司 委員 よろしく申し上げます。本市では平成16年に制定ということなのですが、先ほどおっしゃったよりもっと前に、過去の実績として何件の企業が利用されたか、分かれば教えてください。

○知名康司 委員長 企業誘致担当主幹。

○産業政策課企業誘致担当主幹 直近の平成30年、令和4年で対象事業者が20、あと平成14年から累積でいいますと、28です。

○知名康司 委員長 宮城政司 委員。

○宮城政司 委員 先ほど26件とおっしゃったのは、直近5年でしたっけ、下地委員からの質疑に対してお答えしたのは。

○知名康司 委員長 企業誘致担当主幹。

○産業政策課企業誘致担当主幹 すみません。宮城委員、失礼いたしました。28ではなくて26です。

○知名康司 委員長 宮城政司 委員。

○宮城政司 委員 これまで条例が制定されて以降で26ということなのでしょうか。

○産業政策課企業誘致担当主幹 はい。

○宮城政司 委員 では、この条例での固定資産税の課税の免除というのは、どんな周知されていますか。

○知名康司 委員長 企業誘致担当主幹。

○産業政策課企業誘致担当主幹 制度の周知についてですが、毎年1月の免除申請に先立って市報や市のホームページに掲載しております。

○知名康司 委員長 宮城政司 委員。

○宮城政司 委員 ありがとうございます。この制度は、募集というか、案内、周知をされて、相談だったり、応募してきたけれども、条件が合わなくて却下というか、申請が通らなかったというような方々もいらっしゃいますか。もしいらっしゃるとすれば、数が分かれば教えてください。

○知名康司 委員長 企業誘致担当主幹。

○産業政策課企業誘致担当主幹 質疑にお答えします。

直近では、令和4年度と昨年度では却下の事業所はなかったのですが、それ以前は1社ほど該当しない事業所が把握されています。

○知名康司 委員長 宮城政司 委員。

○宮城政司 委員 ありがとうございます。たくさんの企業が宜野湾市に来て、活性化したらいいというのは、多分みんな望むことだと思うのですが、数字を聞いていると、ちょっと規模が分からないのですが、もっともっとあっても、あってほしいという願望があるのですが、今回の主な改正点というところでは、知事による認定制度を導入というのが改正点としてあるのです。これは応募する企業の方に

としてはどれぐらいの負荷というか、特にこれまで申請の内容が、少し角度が変わるだけなのか、新たに何か大きなハードルになるというか、負荷になるのであれば、立地促進に対して、ちょっと逆風になっているのではないかと懸念しているのですが、その辺り問題ないでしょうか。

○知名康司 委員長 企業誘致担当主幹。

○産業政策課企業誘致担当主幹 今回の改正になって事業所措置実施計画というものを作成しなければ該当しないことになっています。措置により達成する目標であったり、あと実施期間だったり、具体的な計画が必要になってきますので、今までよりはハードルが上がってくるものと認識はしております。

○知名康司 委員長 宮城政司 委員。

○宮城政司 委員 今回のこの制度、条例の改正があったとして、効果として、その後で、そういった辺りに対して企業の方に市から支援というか、アドバイス、フォロー的なものというのも想定されていますか、既にやられているかもしれないのですけれども。

○知名康司 委員長 企業誘致担当主幹。

○産業政策課企業誘致担当主幹 今までは、事業所に支援というのは行ってはいるのですけれども、やはり今回の改正に伴って、より支援の強化というのは必要かなというふうに感じております。

○知名康司 委員長 宮城政司 委員。

○宮城政司 委員 何かハードルが高くなって、その立地促進が難しくなったら、本末転倒みたいな気もするので、せっかくの制度なので、ぜひ有効に活用できる支援にしていきたいと思うのですけれども、あと1点、今回は大本の法律の改正に伴って条例の変更ということだと思うのですけれども、他市町村でも同じような条例の変更になると理解していいのでしょうか。

○知名康司 委員長 企業誘致担当主幹。

○産業政策課企業誘致担当主幹 他市も同様に条例改正は必要です。

○宮城政司 委員 分かりました。以上です。ありがとうございました。

○知名康司 委員長 又吉亮委員。

○又吉亮 委員 今の宮城委員と少し似たようなところなのですけれども、資料の主な改正点の②、ここがちょっと気になったのですけれども、従前のやり方としては、どのような、この措置実施計画を作成しというのが改正点になっているのか、知事による認定制度を導入、これも改正点だと思うのですけれども、従前のやり方というのは、どのようなものだったのか。

○知名康司 委員長 企業誘致担当主幹。

○産業政策課企業誘致担当主幹 従前だと、対象区域内において対象施設を新設し、または増設したもの、知事が認定すれば該当するのですけれども、今回の改正では、措置実施計画、計画を作成しなければ、今回の対象にはならないというところが大きな改正内容となっています。

○知名康司 委員長 又吉亮委員。

○又吉亮 委員 もう一つ、補填に関してなのなのですが、これは変わらずでしょうか。この沖縄振興特別措置法の平成14年に制定されたときから75%の減収補填というのは変わらずなのでしょうか。

○知名康司 委員長 企業誘致担当主幹。

○産業政策課企業誘致担当主幹 課税免除等に係る減収補填制度については変更はないです。

○又吉亮 委員 以上です。

○知名康司 委員長 副委員長と交代いたします。

(委員長、副委員長と交代)

○宮城政司 副委員長 知名康司委員。

○知名康司 委員 単純に、この資料から見たところで、対象業種というのが書かれているのですが、その前に1、2、3、4ということで、分けられて、まず1番目の産業高度化・事業革新促進地域を産業イノベーション促進地域ということで、2番は情報通信産業振興地域制度、これは地域があるわけではないのですよね。企業がそれぞれ別個であって、その企業を対象に制度があるという理解でよろしいですか。

○宮城政司 副委員長 企業誘致担当主幹。

○産業政策課企業誘致担当主幹 今4つの地域が規定されてはいるのですが、宜野湾市は、全て4つは指定はされています。

○宮城政司 副委員長 知名康司委員。

○知名康司 委員 4つに分けられているのだけれども、これは例えば場所なんかは分かれますか。指定というか、どの辺がその地域なのかどうか。

○宮城政司 副委員長 企業誘致担当主幹。

○産業政策課企業誘致担当主幹 宜野湾市は今、全域が指定地域には指定されています。

○宮城政司 副委員長 知名康司委員。

○知名康司 委員 分かりました。それと、補填のほうが、地方交付税により75%の減収補填ということですが、これは先ほどの国の補填とすることなのではないでしょうか。75%分は、宜野湾市としては減になるのか。この減を補填するのは、国が補償というか、補填するのか。

○宮城政司 副委員長 市民経済部次長。

○市民経済部次長 地方交付税により75%の減収補填ということで、本来入るべき収入、固定資産税が入ってこないで、その基準財政収入額というのが入ってくるお金なのなのですが、それから控除するというので、そして地方交付税のほうが算定されるという流れになりますので、本来入ってくる収入がない計算もして地方交付税は算定されるということです。

○宮城政司 副委員長 知名康司委員。

○知名康司 委員 ということは、宜野湾市としては、別に影響はないと。

○宮城政司 副委員長 市民経済部次長。

○市民経済部次長 今まで入ってきたものがなくなるのではなくて、入ってくるべきものが、ちょっと入ってこなくなったので、それを国のほうで、収入として入ってくるものが来ないということで、控除されて地方交付税が算定される仕組みになっているので、25%分は市のほうとしては歳入がないという位置づけにはなりますけれども、75%はしっかり控除された上で交付税が算定されますということになっております。

○宮城政司 副委員長 知名康司委員。

○知名康司 委員 もう一つ、若い人たちの雇用をぜひ促進したいときにインターネット、例えば対象業種の中で若者雇用をどんどん増やしていきたいというのがありますが、この場合はどの対象に、全体が対象になるのか、若者雇用を増やす意味で、全体が対象になりますか。

○宮城政司 副委員長 市民経済部次長。

○市民経済部次長 先ほど4つのいろいろな制度があるということで、宜野湾市は、この4つの制度全部対象として今指定されていますので、例えば情報通信産業振興地域でしたら、電気通信産業とか、インターネットのサービス業とか、そういったIT人材の育成というか、ITの雇用が生まれる、誘致の企業によって生まれるであろうということが想定はされてきますので、固定資産が免除されることによって企業が入りやすくなって、そこから雇用が生まれるという、こういった好循環が生まれてくるかなとは思っております。

○知名康司 委員 以上です。

(副委員長、委員長と交代)

○知名康司 委員長 ほかに。宮城政司 委員。

○宮城政司 委員 先ほど聞きそびれたので、1点だけ。これまでの実績として26件企業が採用されたといえますか、あったということですが、こういった制度を利用せずに立地した企業数は分かりますか。全体がどれだけあって、そのうち26企業というのが見えると、見たいなと思って、把握できている範囲で。

○知名康司 委員長 企業誘致担当主幹。

○産業政策課企業誘致担当主幹 すみません。ちょっと把握はしていません。

○宮城政司 委員 分かりました。ありがとうございました。

○知名康司 委員長 よろしいでしょうか。なければ進行していきます。

(「進行」という者あり)

○知名康司 委員長 審査中の議案第60号については、質疑の段階で継続審査にしておきたいと思えます。これに御異議ありませんか。

(「異議なし」という者あり)

○知名康司 委員長 御異議ありませんので、さよう決定いたしました。

---

○知名康司 委員長 休憩いたします。(午後3時00分)

○知名康司 委員長 再開いたします。(午後3時05分)

---

### 【議題】

議案第59号 宜野湾市廃棄物の減量化の推進及び適正処理に関する条例の一部を改正する条例について

○知名康司 委員長 次に、議案第59号 宜野湾市廃棄物の減量化の推進及び適正処理に関する条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

質疑に入る前に、担当課より議案第59号についての説明をお願いいたします。市民経済部次長。

(執行部説明省略)

○知名康司 委員長 それでは、本件に対する質疑を許します。宮城政司 委員。

○宮城政司 委員 よろしくお願ひします。いただいた資料からお願ひします。1ページ目に粗大ごみ手数料改定の経緯と実施時期についてとあるのですが、この中の真ん中ぐらいに宜野湾市一般廃棄物減量推進審議会という、審議会があるのですが、どのような方が参加されているのか。年に何回か定期的な会議があるのか、その説明をお願ひします。

○知名康司 委員長 環境対策課長。

○環境対策課長 宜野湾市一般廃棄物減量推進審議会というのは、市の条例及び規則で定められている市長の諮問機関になっております。委員は学識経験者、大学教授です。あとは、県の中部福祉保健所の職員、それから市内関係団体、関係団体というのは、市の商工会、自治会長会、婦人連合会等の関係団体の代表者。これに加えて、市の職員、部長級の職員が1名で構成されております。10名以内ということで、構成される附属機関になっております。

審議会の審議事項につきましては、不定期的に、年に1回とか2回という決まりはなく、例えばごみの減量の重要事項について計画、策定とか、変更であったり、手数料の改定とか、そういった重要事項を審議する必要がある場合に招集させていただいて開催しております。

○知名康司 委員長 宮城政司 委員。

○宮城政司 委員 ありがとうございます。この審議会で廃棄物の減量自体検討されていないですか。

○知名康司 委員長 環境対策課長。

○環境対策課長 ごみの減量につきましては、この手数料の改定というか、手数料を有料化することには、ごみの減量化ということを見据えての、そういった改定があったと理解しております。手元に会議録がないものですから、こういうことを話し合ったという記録はございませんが、ごみの減量化に資するところでの今回の改正ということは理解しています。

○知名康司 委員長 宮城政司 委員。

○宮城政司 委員 そもそも宜野湾市としては、ごみの減量化をしていく方向でいると理解しているのですが、今それがうまくいっていないのか。人口の増加が上回っているのか、粗大ごみの量も増えてきているというふうに理解しているのですけれども、この審議会は、減らす動きをしているわけではないということで、当局のほうで審議、議題をして、それに対して更新するという組織というか団体ということですね。分かりました。ありがとうございました。

続いての質疑、いただいた資料で、すみません。その前に粗大ごみを捨てるときって、市民の皆さんからすると、どういうふうに申請をして、どういうふうに捨てるかという流れを1度説明していただきたい。

○知名康司 委員長 環境対策課長。

○環境対策課長 粗大ごみの申込みから処理までの一連の流れを簡単に御説明いたします。

粗大ごみを出したい市民の方々から役所のほうに電話、もしくは来庁していただいて、市が指定した収集日に粗大ごみ処理券を貼って自宅前に置いていただいて、その日のうちに収集業者が倉浜衛生施設組合まで搬入します。

指定ごみ袋、週2回毎週出すごみ袋との違いは、燃やす前に分別処理、解体する手間がかかります。解体処理の作業、それを倉浜のほうで行います。こういった手間がかかるために460円という解体費用がかかるために、粗大ごみにつきましては、非常に負担が大きいという状況になっております。

○知名康司 委員長 宮城政司 委員。

○宮城政司 委員 ありがとうございます。今は申請をして、この日に出してくださいという、その期間ってどれぐらいかかりますか。

○知名康司 委員長 環境対策課長。

○環境対策課長 現在は2週間を切るような状況になっております。以前は、もうちょっとかかっていた。1か月以上とか。これに対して収集車両も増やして対応をした結果、改善された状況になっております。

○知名康司 委員長 宮城政司 委員。

○宮城政司 委員 ありがとうございます。今回の条例案である、10キロ以上なのか、未満なのかとあるのですけれども、これは誰が量るのですか。

○知名康司 委員長 環境対策課長。

○環境対策課長 現場において、恐らく感覚としては、作業員が片手で持てるようなイメージの中で判断していくというのがございますけれども、体重計といいますか、はかりを現地に持ち込んでいただいて、持ちながら自分の体重との差で判断していくものであります。

○知名康司 委員長 宮城政司 委員。

○宮城政司 委員 役所に電話して、粗大ごみを捨てたいのだけれどもと相談するときに、多分何キロですかと聞かれる。それに対して10キロありますか、ありませんかときっと聞かれて、それに答えるような形を取ると思うのですが。

○知名康司 委員長 清掃指導係長。

○環境対策課清掃指導係長 粗大ごみの申込みは受付制になっておりますので、そのときに物の大きさとか、あと重さを確認して、分からなければ、なるべく量ってもらって、10キロ以上あるのでしたら600円になりますのでという案内をして処理券を貼っていただくという形になります。

あと、倉浜のほうからリストをいただいています、大体どういったものが10キロ以上ですよというリストもいただいていますので、そういったものを参考に電話で申込みの中で600円なのか、300円なのかを判断させていただく予定です。

○知名康司 委員長 宮城政司 委員。

○宮城政司 委員 収集される方々というのは、量るのですか。それともシールを信じて運ぶのですか、どちらですか。

○知名康司 委員長 清掃指導係長。

○環境対策課清掃指導係長 基本的には、こちらが判断したとおりになるのですが、明らかに怪しいな、これは間違っているなどということに関しては、量った上で、間違っていますということで、これは回収できませんという形で案内して、後日こちらからまた回収できなかったところに対して電話で、こういう理由で今回回収していませんということをこちらから連絡して確認する予定でございます。

○知名康司 委員長 宮城政司 委員。

○宮城政司 委員 この辺りちょっと難しさもあると思うので、丁寧な説明が必要だと思います。

すみません。続いての質疑なのですけれども、同じ4ページで、粗大ごみの手数料、近隣市町村の一覧があるのですけれども、沖縄市と北谷町、倉浜衛生施設組合を使っている市町村、今、検討予定とあるのですけれども、それぞれどのような状況か、こういうのって同じ足並みをそろえたほうが、より市民の皆さんから理解を得やすいかなと思うのですけれども、この沖縄市と北谷町は検討を予定しているというまが続いて、宜野湾市だけ上がっていくというのは、ちょっと理解は得にくいかなと思うのですけれども、その1市1町の状況というのは分かりますか。

○知名康司 委員長 環境対策課長。

○環境対策課長 今年の8月に確認させていただいたのですが、改定の必要性は、沖縄市、北谷町とも必要性は感じているということですが、改正するタイミングとか、そういったものが、やはり各団体の諸事情が増えますので、そこら辺で具体的に今年度は上げないけれども、次年度以降検討していく可能性がありますというようなことをございました。

○知名康司 委員長 宮城政司 委員。

○宮城政司 委員 検討する可能性があるという答弁だったと思うのですが、そうすると、この値上げがされない可能性もあるということですか。

○知名康司 委員長 環境対策課長。

○環境対策課長 もちろん、それはあるかと思えます。ただ、これはそれぞれ各団体の財政状況等がございしますので、主体的に判断されているということも、また御理解いただきたいなと思えます。北谷町、沖縄市とも上げたいという気持ちはあるという話は聞いております。

○知名康司 委員長 宮城政司 委員。

○宮城政司 委員 この2市1町で連携して一緒に上げようとかというようなことはあるのですか。そういう話とか、調整とかというのは、やったことはありませんか。

○知名康司 委員長 環境対策課長。

○環境対策課長 そういうことで話をしたことは聞いておりません。そのときにも今の状況と変わらず、上げるタイミングとか、そういったものについては、まだその時点では、ちょっと具体的には出ていない状況ですというふうな回答だったと聞いております。

○知名康司 委員長 宮城政司 委員。

○宮城政司 委員 そうすると、残念ですが、宜野湾市だけが上がってしまう可能性もあるということですか。

○知名康司 委員長 環境対策課長。

○環境対策課長 そうですね。いずれ上げるでしょうけれども、先に上がっていくタイミングはあると思えます。

○宮城政司 委員 分かりました。以上です。

○知名康司 委員長 宮城優委員。

○宮城優 委員 大のほうは10キロ以上とあるのですが、これは上限はありますか。

○知名康司 委員長 清掃指導係長。

○環境対策課清掃指導係長 基本的には収集員が男性2人で回っているのです。男性2人で持ち運びできるものであれば、回収できるのですが、男性2人で、収集員が持てないものは回収できません。

○宮城優 委員 回収しないと。

○環境対策課清掃指導係長 そういったものは回収できない部類になります。

○知名康司 委員長 宮城優委員。

○宮城優 委員 2人で持てるものということなのですが、持てなければ、そのまま置いておくか、何か対処法とかありますか。

○知名康司 委員長 清掃指導係長。

○環境対策課清掃指導係長 申込み時にある程度ものを聞いて、実際に運ぶ際に聞き取った時との重さの差が大体分かるのですけれども、重そうなものは、男性2人で持てるものなのかというのは聞いております。持てないものは、お断りする場合があります。

○知名康司 委員長 宮城優委員。

○宮城優 委員 ちなみに持ってこれなかったものとかありますか。重過ぎて。

(何事かいう者あり)

○知名康司 委員長 清掃指導係長。

○環境対策課清掃指導係長 持てないものの場合、産業廃棄物の業者とかを案内したり、そういったケースもあります。

○知名康司 委員長 宮城優委員、いいですか。

○宮城優 委員 はい。

○知名康司 委員長 嶺井拓磨委員。

○嶺井拓磨 委員 資料の5ページのところなのですが、ここにある計算式のところで、年間の粗大ごみ収集件数とあるのですが、これは1万8,000件ある中での10キロ以上に該当するものの割合とあって把握、どのくらいあるのかわかりますか。

○知名康司 委員長 環境対策課長。

○環境対策課長 実際に量って、これは何キロであるという記録を取っているものではないので、おおむねというようところで半分以上は10キロではないかなと。粗大ごみの半分以上は、過半数は10キロ以上になるのではないかというような感触です。

○知名康司 委員長 嶺井拓磨委員。

○嶺井拓磨 委員 ありがとうございます。一番下の5ページのところの、年間の歳入見込額というところの件数が、粗大ごみ10キロ以上の割合は、かなり多いようなイメージになってしまうのですが、この式は何を根拠にして積立てたのか伺います。

○知名康司 委員長 環境対策課長。

○環境対策課長 1日大体50件の粗大ごみがありまして、そのうちの25件、半数ということで、正確な数字ではないのですが、おおむねこれ以上はいくだろうという、それが1日25件掛ける25日、稼働日数掛けるの1年間の月数かけるの収集車台数、これが含まれております。

○嶺井拓磨 委員 分かりました。

○知名康司 委員長 又吉亮委員。

○又吉亮 委員 まずは、仮に議会で採択された場合、令和5年4月1日からの施行となるもので、恐らく年度末には駆け込み需要みたいなものが増えてくるはずなので、その辺既に検討されているのか、体制ですね、その辺を検討されているのか、お聞かせください。

○知名康司 委員長 環境対策課長。

○環境対策課長 1日に処理できる件数、収集車の台数も限られていますので、ですから、駆け込みがあったとしても、先着順という形、申し訳ないのですが、そういった説明をさせていただいて、ちょっと

延びますという話にはなるのかと思います。

○知名康司 委員長 又吉亮委員。

○又吉亮 委員 では、話は少し替わるのですけれども、まず市長のほうから審議会のほうに諮問をして答申を受けた場合に、これは必ず上程しなければならないものなのかどうか、お聞かせください。

○知名康司 委員長 環境対策課長。

○環境対策課長 審議会の役割として、市長から諮問を受けて意見を述べる、調査して意見を述べる、この意見を述べたものに対して市が必ずそれに拘束されるということはございません。あくまでもこれは参考にさせていただいて、それを上程するかどうかは市長の判断になります。

○知名康司 委員長 又吉亮委員。

○又吉亮 委員 ということは、今回上程したということは、市長の判断によって、これは上程しようというものの認識でよろしいのでしょうか。

○知名康司 委員長 環境対策課長。

○環境対策課長 市長の判断により上程しております。

○知名康司 委員長 又吉亮委員。

○又吉亮 委員 平成27年に宜野湾市一般廃棄物減量推進審議会、私、その構成メンバーの中に入っていて、ちょうどそのときにごみ袋の手数料、これは家庭ごみの有料袋ですね、そのときに審議したのですよ。300円、200円、170円というものを、ちょうどその当時、消費税率が8%から10%に替わるタイミングでごみ袋も値段改定をしようということでやって、実際にごみ袋小を使う世帯というのは比較的所得が低い世帯だったりとか、学生のひとり暮らしとかが多いので、ごみ袋小に関しては、金額を値下げして、中と大に関しては10%上がるタイミングで値上げをしようというような審議がなされ、それを答申しました。

しかし、それは上程をされていないのか、上程されたけれども、否決されたのか、その辺はちょっと分からないのですけれども、まずそれが答申をしたけれども、改定に至っていない理由をまずお聞かせください。

○知名康司 委員長 環境対策課長。

○環境対策課長 平成27年にごみ袋の改定についての審議がなされたことは承知しております。その際に答申では、指定ごみ袋について、4月から値上げするよという答申だったということで、ただその中でその判断として、ほかのいろいろな状況を加味しながら、ちょっと慎重に対応すべきということで、それで見送りになった経緯があると伺っております。

○知名康司 委員長 又吉亮委員。

○又吉亮 委員 確認です。上程はされなかったということによろしいのでしょうか。

○知名康司 委員長 環境対策課長。

○環境対策課長 上程はされていません。

○知名康司 委員長 又吉亮委員。

○又吉亮 委員 その当時に私も翌年、2年後ぐらい、ちょっと月日がたった後に、ごみ袋の料金改定がされていないけれども、あれはどうなっていますかというような話で、担当課のほうにちょっと聞いたときに、倉浜の組合、構成市町村のほうと足並みをそろえるために、これができないというような説明を受けたのです。先ほど宮城政司 委員からの質疑に答弁いただいたものと、ちょっと整合性が取れないなと自分で思って

いる次第です。恐らくあのとき私が聞いたときに足並みをそろえないといけない、ほかの市町村では、ごみ袋の料金改定をまだ検討していないので、宜野湾市としても答申は受けただけでも、改定には至らなかったというような話をされていたというものと、今の宮城政司 委員がおっしゃっていた質疑に対しての、これは宜野湾市が先だつてやると、財源をちょっと圧迫しているような状態にもなるので、さきに改定をしていくというような、北谷町と沖縄市は今後検討予定はしているけれども、されるかどうかはわからないというような御説明、平成27年と今回とでちょっとその説明の整合性が取れないなどというのがあるのですけれども、ではここで確認として足並みはそろえる必要はないということによろしいでしょうか。

○知名康司 委員長 市民経済部次長。

○市民経済部次長 おっしゃるように粗大ごみと一般ごみの違いは少しあるのですけれども、粗大ごみについては、1日約60件ぐらいということで、それにかかる処理費用も1件当たり1,600円余りかかる、かなり財政負担も大きいだろうということもあります。

一方で、家庭ごみについては、これは粗大ごみを出す人よりも、かなり毎週2回、ほぼほとんどの世帯が出すということもあって、これに対する影響が、全市民に対して、かなり影響があるなどという判断に基づいて、もう少し慎重に足並みをそろえながらもありますし、もう少しその状況を見ながら判断してはどうかということ为先送りになった経緯がございます。

先ほどの粗大ごみについては、少数のごみを出す方々、影響もあるかとは思いますが、それとイコールして、また財政の負担分もかなり大きいということもあって、今回1市1町を待たずに先行して進めさせていただいているところです。やはり事前に市民の皆様も、自分で解体して、燃えるごみとして出す努力であったり、またSDGsの観点からも、環境に優しいことからリユースですね、いろいろ再利用とか、そういったところにも流してほしいということもございまして、今回は粗大ごみのほうを先行して進めさせていただいております。以上です。

○知名康司 委員長 又吉亮委員。

○又吉亮 委員 今お答えの中で、市民に対する影響がちょっと大きい、家庭ごみなので、ふだんから出すようなごみなので、影響が大きいということでの話ではあったのですけれども、その当時、全てを値上げというわけではなく、その審議会の構成メンバーで議論したのは、リットル当たりのごみの、リットルと価格で割って、しっかりとした金額にしよう。有料袋小が15リットルですかね、たしか。それで170円というリットル当たりの単価が高いので、そのリットルに合った金額にしないと、小を使っている人たちが負担が大きい。受益者負担が大きいということになっていたのです、その当時。今も変わらず、その金額にはなっているので、中と大を使う方たちにとっては金額は上がるのですけれども、小を使っている、比較的世帯所得の低い人たちにとっては救済の改定だったということではあったので、一概に市民に対する影響というのは、全部が値上げというような話ではなかったということです。

今回のもので、ちょっと確認しておきたかったことなのではございますけれども、まず倉浜衛生施設組合の構成市町村の中で、足並みをそろえる必要は、そろえなければならないということの確認をしたかったのと、これまた後ほど答弁ください。それと、答申を受けたものに対して、諮問機関から答申を受けたものに対しては、上程されるか、されないかというのは、市長の判断によって、これは判断ができるというような部分に関して再確認で御答弁ください。

○知名康司 委員長 環境対策課長。

○環境対策課長 倉浜衛生施設組合の構成市町村の全体で、足並みをそろえないでいいかというところにつきましては、やはり足並みをそろえてやったほうが一番いいということでもありますけれども、やはり今置かれている粗大ごみに対する状況、これは先ほどの資料でも御覧いただいたとおり、令和5年の当初予算財源の確保が喫緊の課題ということで、その判断がございまして、沖縄市、北谷町、本当は一緒にやりたかったのですが、それぞれ団体の事情ということで、そういうことで、今回先行してさせていただきました。

ちなみに那覇市とか、浦添市、それから南城市、こちらも構成市とか、そういったほかの団体に確認はしていませんけれども、単独で行っている、その時の事情により改定しているということは理解しております。

それと、諮問したけれども、必ず拘束されるかというところで、それは拘束はされないのですが、尊重はしないといけないというふうなことになります。その中でも、そのときの情勢とか、いろいろな判断が、やむを得ない判断があつて、平成27年度は市長のほうでそういう判断をされました。

○又吉亮 委員 以上です。ありがとうございました。

○知名康司 委員長 濱元朝晴委員。

○濱元朝晴 委員 すみません。ほとんど質疑されていますが、1点だけ、ちょっと確認しておきたいと思います。

今、平成16年4月から17年間値上げしていないということで、その処理単価も1,656円という形であったのですが、17年間、一応値上げしなかった理由というか、過程というか、その辺ちょっとお伺いしたいのですが。

○知名康司 委員長 環境対策課長。

○環境対策課長 粗大ごみに関してですか。

○濱元朝晴 委員 そうです。

○環境対策課長 すみません。私のほうでは17年間の推移というのは、4月に来たばかりで、ちょっと分からないのですが、恐らく先行する市というのが、今3団体、市としてはありまして、そこら辺が、上げたのは那覇市が一番早いのですが、平成28年に上げています。その後、令和元年に浦添市と南城市が上げています。そういったことも一つは、上程するにあたっては、市民に説明するときと同種のサービスを行う他市町村の中で均衡を保つ、そういった先例があるというところで上げて、条件が整ったのかなど、すみません個人的な感覚での回答になりますが、そういったこともあったのかと思います。すみません。17年間上げなかった理由については、ちょっと分かりません。

○知名康司 委員長 濱元朝晴委員。

○濱元朝晴 委員 17年間上げなくて、市民としては良かったんですけど、急に600円という、金額が大きいものだから、段階的にクッションを置きながら上げたほうがよかったのかなと一応思っております。そして、300円、すごい大きいですね。その辺は、やはり令和5年4月1日から値上げするというので、議会に諮るんですがその辺がちょっと気になりましたので、ちょっと質疑しました。質疑は以上です。

○知名康司 委員長 ほかに質疑がなければ進行いたしますけれども、よろしいですか。

(「はい」という者あり)

○知名康司 委員長 審査中の議案第59号については、質疑の段階で継続審査にしておきたいと思っております。

れに御異議ありませんか。

(「異議なし」という者あり)

○知名康司 委員長 御異議ありませんので、さよう決定いたしました。

---

○知名康司 委員長 休憩いたします。(午後3時54分)

○知名康司 委員長 再開いたします。(午後3時55分)

---

○知名康司 委員長 本日の会議はこの程度にとどめ、次回は10月12日午前10時から委員会を開きます。本日はこれにて散会いたします。御苦労さまでございました。

(散会時刻 午後 3時55分)

## 經濟建設常任委員会會議錄

○開催年月日 令和4年10月12日(水) 3日目

午前10時00分 開議

午後 2時38分 閉会

○場 所 第2常任委員会室

○出席委員(7名)

委員長	知名康司	副委員長	宮城政司
委員	濱元朝晴	委員	又吉亮
委員	下地崇	委員	宮城優
委員	嶺井拓磨		

○欠席委員(0名)

○説明員(5名)

建設部長 次	多和田 功	市街地整備課 市街地整備担当技幹	嶺井 実克
教育部長 次	宮城 葉子	文化課 課長	浜里 吉彦
文化課 文化整備係長	仲村 健		

○参考人(0名)

○議会事務局職員出席者

主 事	又吉 竜希
-----	-------

○本日の委員会に付した事件及びその審査順序

- (1) 議案第62号 西普天間住宅地区区画道路築造工事（2工区）請負契約について
- (2) 陳情第6号 喜友名グスク内にあった香炉を宜野湾市の西普天間住宅地区公園緑地等基本計画（案）に示された「喜友名グスクゾーン」内に戻すための合祀祠の設置について
- (3) 議案第53号 令和4年度宜野湾都市計画宇地泊第二土地区画整理事業特別会計補正予算（第1号）
- (4) 議案第54号 令和4年度宜野湾都市計画佐真下第二土地区画整理事業特別会計補正予算（第1号）
- (5) 議案第57号 令和4年度宜野湾都市計画西普天間住宅地区土地区画整理事業特別会計補正予算（第1号）
- (6) 議案第59号 宜野湾市廃棄物の減量化の推進及び適正処理に関する条例の一部を改正する条例について
- (7) 議案第60号 宜野湾市企業立地促進条例の一部を改正する条例について
- (8) 議案第62号 西普天間住宅地区区画道路築造工事（2工区）請負契約について
- (9) 議案第63号 令和3年度宜野湾市水道事業会計剰余金の処分及び決算の認定について
- (10) 議案第64号 令和3年度宜野湾市下水道事業会計剰余金の処分及び決算の認定について
- (11) 認定第3号 令和3年度宜野湾都市計画宇地泊第二土地区画整理事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- (12) 認定第4号 令和3年度宜野湾都市計画佐真下第二土地区画整理事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- (13) 認定第7号 令和3年度宜野湾都市計画西普天間住宅地区土地区画整理事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- (14) 陳情第4号 「駐留軍関係離職者等臨時措置法」の有効期限延長に関する陳情
- (15) 陳情第6号 喜友名グスク内にあった香炉を宜野湾市の西普天間住宅地区公園緑地等基本計画（案）に示された「喜友名グスクゾーン」内に戻すための合祀祠の設置について

第446回宜野湾市議会定例会（経済建設常任委員会）

令和4年10月12日（水）第3日目

○知名康司 委員長 おはようございます。ただいまから経済建設常任委員会の3日目の会議を開きます。  
これより議事に入ります。

（開議時刻 午前10時00分）

【議題】

議案第62号 西普天間住宅地区区画道路築造工事（2工区）請負契約について

○知名康司 委員長 先日審議した議案第62号 西普天間住宅地区区画道路築造工事（2工区）請負契約についてを議題といたします。

---

○知名康司 委員長 休憩いたします。（午前10時01分）

○知名康司 委員長 再開いたします。（午前10時50分）

---

○知名康司 委員長 審査中の議案第62号については、質疑の段階で継続審査にしておきたいと思っております。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」という者あり）

○知名康司 委員長 御異議ありませんので、さよう決定いたしました。

---

○知名康司 委員長 休憩いたします。（午前10時50分） ※現場視察を行う

○知名康司 委員長 再開いたします。（午前11時00分）

---

【議題】

陳情第6号 喜友名グスク内にあった香炉を宜野湾市の西普天間住宅地区公園緑地等基本計画（案）に示された「喜友名グスクゾーン」内に戻すための合祀祠の設置について

○知名康司 委員長 次に、陳情第6号 喜友名グスク内にあった香炉を宜野湾市の西普天間住宅地区公園緑地等基本計画（案）に示された「喜友名グスクゾーン」内に戻すための合祀祠の設置についてを議題といたします。

質疑に入る前に、事務局より陳情書の読み上げを行います。事務局。

○議会事務局主事 では、私が読み上げさせていただきます。

全部で3ページありまして、1ページの表の文書だけ読み上げさせていただきます。

宜野湾市議会議長、上地安之殿。

陳情者、喜友名自治会会長、知念桂子様。

喜友名グスク内にあった香炉を宜野湾市の西普天間住宅地区公園緑地等基本計画（案）に示された「喜友

名グスクゾーン」内に戻すための合祀祠の設置について（陳情）。

陳情の要旨。沖縄戦後、米軍のキャンプ瑞慶覧住宅地区建設に伴い、喜友名グスクとフトッキアブ一帯が軍用地として接収されたために、そこにあった喜友名グスクの香炉20基とフトッキアブの香炉2基は、1957年に喜友名区内のお宮（合祀祠）に移されました。

この喜友名グスクの香炉を宜野湾市の西普天間住宅地区公園緑地等基本計画（案）に示された喜友名グスクゾーン内に戻すための合祀祠を設置していただくよう措置していただきたい。

陳情の理由。喜友名グスクから移設された20基の香炉の中には、琉球王府時代の1700年代後半から1800年代初期の刻字などのある寄進香炉が11基含まれており、地域の歴史文化を後世に伝える貴重な文化遺産となっています。

これらの香炉群は、喜友名グスクにあってこそ歴史文化遺産としての価値を高めるものだと思います。これら20基の香炉を納めた喜友名区のお宮（合祀祠）は、建造から65年が経過し、老朽化によるコンクリートの剥離、落下の危険があることから、できるだけ早く元の喜友名グスク内へ戻すことが必要であります。

なお、フトッキアブの香炉2基については、2020年6月に宜野湾市教育委員会の記録に基づいて市及び教育委員会職員立会いの下にフトッキアブの元の場所に戻されています。

残りの2枚に関しては、配置図等、またどんな香炉がありますよという詳細の説明資料になっております。読み上げは以上になります。

○**知名康司 委員長** それでは、本件に対する質疑を許します。

その前に当局より、陳情についての説明を付け加える形でお願いをいたします。建設部次長。

○**建設部次長** 今回の陳情第6号につきましては、同日付7月20日に市のほうにも市長宛てで要請が出されている内容でございます。そのときには、今回の陳情者であります喜友名区自治会長を含めて関係者の方が見えて、市のほうにも要請を行っています。

なお、我々のところにも市長が出席して手交を受けているというような状況でございます。

その際の主なやり取りの内容も含めてお話をすると、今現在西普天間住宅地区整備事業地内に都市公園を設置するというので、今約10ヘクタールの公園を整備するというので計画しているところです。その中で、こちらの要請、陳情等に書かれている喜友名グスクゾーンというのがございます。

これはちょうど喜友名のローソンの向かいぐらいですかね、今、そば屋さんがある、建物がたくさんある場所の、ちょっと下側というか、そこら一帯が喜友名グスクであったということがございますので、我々の都市公園の中で、当然都市公園は都市計画決定をして造る公園でありますので、何でも造れるというものではございませんが、その都市公園の中で公園施設として設置ができるものの中に、基本的には植物園、動物園、野外劇場、その他の共用施設等で政令で定めるものがございまして、そこに文化財的な価値とかあるものについては、設置をすることができるということがありますので、まず今、建設部の都市計画課の中では、そちらの喜友名グスクゾーンを整備をするという計画は基本計画の中でもつくられている内容でございます。

この状況を喜友名の今の自治会が確認した中で、もともとあった喜友名グスクのほうからキャンプ瑞慶覧に接収されるということで、こういった香炉を地区外へ持ち出して、今保管しているということがございまして、これを戻したいということがございました。

それが今回の要請、陳情内容になっていると思うのですけれども、まず都市計画課としては、先ほどの喜

友名グスクゾーンを整備するのも今からの計画です。喜友名グスクゾーンとして、位置として、計画はあるのですけれども、これを都市計画決定させていくことが、一つ大きな目標でありますので、まずそこをします。

それができれば、当然そこにあった香炉を戻すことは可能にはなるのですけれども、ただこの香炉も、そうはいっても何でもかんでも戻していいというものでもないので、一定程度価値のあるものでなければ、やはりなかなか戻しにくいというところもありましたので、まずは戻す前に、この香炉をちょっとした文化財的な価値とか、そういったものを、まずは整理してほしいということが市長のほうからありまして、今現在喜友名の自治会と、この香炉について、文化課と調整をしながら、どういった文化財的な価値であるとか、指定ができるのかという調整を進めて、我々としては、その文化財的な一定程度の価値があるということであれば、先ほどの共用施設という扱いで公園施設に持ってくるのが可能ではないだろうかということで、そういった経緯を踏んで、しっかりとその形が取れるようであれば、一定程度前向きに、この喜友名グスクゾーンに戻していきたいということは考えているところです。

ただ、実際の戻し方ですね、合祀をするという形もありますので、そういったところは、また今後できるとなるとしても喜友名の自治会とまた詰めていくことはたくさんあるのですけれども、方向性としては、そういった文化財的なお墨つきがいただけるようでしたら、前向きに検討していこうというような状況になっているところでございます。

また、文化財的な扱いについては、今、喜友名の自治会と文化課が詰めているところでございますので、そちらの説明は文化課長のほうからお願いしたいと思います。よろしく申し上げます。

○知名康司 委員長 文化課長。

○文化課長 今、建設部次長から大体の説明はしていただいた内容になると思うのですけれども、ただ文化財の部分に関しましては、今年の5月に自治会長からの要請で、自治会において、その内容を確認しております。

先ほど来から次長がおっしゃったように、都市計画法に基づいて入れていけないルールもございますので、どうしたらできるかというのを自治会からも相談を受けて、文化財としての価値があれば、その辺りの指標にもつながるのではないかというお話をさせていただいて、その中で旧グスク跡というのは、やはり西普天間住宅の建設が米軍にされたことになって改変されていて、恐らくグスク跡の遺構は出てこないだろうと言われている部分がございます。

それを市の指定文化財として調査するに当たっては、現状では聞き取った中でも、なかなか厳しいだろうということがありまして、自治会のほうには、今、市が設けている、他市町村にはないのですけれども、文化財の登録制度というのがございまして、地域で今、2か所ほど登録文化財として地域の文化財を指定、登録許可している部分がございますけれども、そういった手続を踏んでいただいて、市の文化財保護審議会に諮問して、そこから登録文化財としての認可が下りれば、市の登録文化財、3番目ということで、指定されることとなりますので、それを受ければ、この都市計画法の中でも受入れの指針として見ていただくことができるのではないかとということで、自治会にもお話をし、今申請書が出ている状況でございます。

今後、文化財保護審議会の委員の方々に御案内して、その香炉も見ていただいた中で、11月の初旬に予定している文化財保護審議会に諮問して、それから答申をいただける手続をちょっと踏んでいきたいなという

ふう文化課としては考えております。

○建設部次長 説明は併せて以上であります。

○知名康司 委員長 ありがとうございます。では、先ほどありました説明も含めて本件に対する質疑を許します。宮城政司 委員。

○宮城政司 委員 よろしくお願ひします。幾つかあるのですけれども、先ほど次長の説明で、今回の香炉が20基あるということなのですけれども、一つ一つ精査して、持っていけるかどうか判断されるということですか。この20基のうち一部は価値が認められて、一部は価値がなかなか認めづらいものがあった場合は、20基と書かれている、ここで陳情の中で書かれているのですけれども、10基だけなら大丈夫みたいなことになり得ることはあるのですか。

○知名康司 委員長 建設部次長。

○建設部次長 数については、必ずしも全部ということが可能かどうか、まだ調整が必要になります。ただ、この陳情にも出ていました、その20基の中でも何かしら銘板みたいなものがある、少し価値が高そうなもの、あとちょっとまだ詳細が分からない香炉というものもありますので、その違いも一応ありはしますから、その扱いがどうなるのか。先ほど言った文化財の登録指定というの、全部が受けられるものなのか、特別なそれだけになるのかとか、いろいろあるかもしれませんので、ただ我々としては、できるだけ一定程度、この喜友名グスクにあったものが外に仮保管されていると。そういった文献とかも含めて、そういったことも基本的には認められるというようなこともあったりして、今言った登録文化財とか、指定も受けられるということですので、できるだけ、やはり全部保管できるような形で持っていきたいとは考えております。

ただ、やはり都市計画については、都市計画決定を受けるに関しては、やはりそれ相応の資料を出しながら、県のほうの協議も必要になってきますので、そういったところは、当然クリアしていかないといけないところはありますけれども、方向性としては、できれば全部持っていければなというふうには考えております。

○知名康司 委員長 宮城政司 委員。

○宮城政司 委員 ありがとうございます。恐らくなののですけれども、本人から話は聞いていないのですけれども、要望としては全部なのかなと思えたので、ぜひそのように検討していただければと思います。

続いて、先ほど課長がおっしゃっていた登録文化財の、今2つあるとおっしゃった2つを教えてくださいませんか。

○知名康司 委員長 文化整備係長。

○文化課文化整備係長 1つが、まず愛知の神山・愛地ヌールガーが1つです。もう一つが、宜野湾区にある宜野湾の年中祭祀が2つ目です。

(何事かいう者あり)

○文化課文化整備係長 宜野湾市の年中祭祀が2つ目になります。以上が2つの登録文化財になります。

○知名康司 委員長 宮城政司 委員。

○宮城政司 委員 ありがとうございます。今回喜友名グスクのものは3番目になる可能性があるということですね。分かりました。

実際その登録がうまくいって、ほこらに戻せるゾーンになった場合、ほこら自体を建てるのは公園の設備

として建てるのですか。

○知名康司 委員長 建設部次長。

○建設部次長 そちらも喜友名区自治会との調整にはなります。市のほうで要請を受けたときには、その香炉は戻す方向が可能であれば当然検討していく。ただ、ほこらについては、もしかすると自治会等の負担になるかもしれないというお話はしてあります。ただ、我々も、先ほど言った都市公園法の中で都市公園を造っていきますので、何かしらうまく先ほどの共用施設みたいな形の中で、こういったものを準備できるような形があれば、当然協力はしますけれども、今のところは、まだ詳細な調査がまだですので、未定ですので、一定程度は自治会負担もあり得るかもしれないというお話はさせていただいているところです。

○知名康司 委員長 宮城政司 委員。

○宮城政司 委員 ありがとうございます。恐らく造っていただいて、あと実際の運営とといいますか、管理というところも必要になってきて、その辺り多分喜友名の皆さんとうまく調整していただいて進めていただければと思います。よろしくお願ひします。以上です。

○知名康司 委員長 ほかに。又吉亮委員。

○又吉亮 委員 1957年に移されたのですけれども、この移された経緯って、どこからどこにお願ひし、それを移されたというのが重要だと思うのですけれども、それでどこが受けたのかですね。

○知名康司 委員長 文化課長。

○文化課長 又吉委員の御質疑にお答えします。これは当時喜友名グスクにあった、拝所の中にあった香炉を西普天間住宅地区の住宅造成整備が行われるということが決まって、当時の喜友名区民が、壊されてはいけないということで、その拝所になった、大体喜友名グスクに5つか、6つの拝所があったと言われてはいるのですが、まだ確認は正式には取れていなくて、そこにあった今20基の香炉を持ち出してきて、今の場所に設置して保管しているというふうにお聞きしております。

○知名康司 委員長 又吉亮委員。

○又吉亮 委員 では、喜友名の方たちが、壊されたら困るので、自ら移動させて、ほこらを今ある喜友名区内のところにほこらを建設して、そこのほうに移したということになるのですか。

○知名康司 委員長 文化課長。

○文化課長 そのとおりでございます。

(何事かいう者あり)

○知名康司 委員長 文化課長。

○文化課長 先ほど宮城政司 委員から御質疑があった、ちょっと補足させていただきたいのですけれども、20基の香炉があるのですけれども、先ほど建設部長からもありましたように有名香炉、名前の入っている香炉、それが11基、入っていない無名の香炉が9基ございまして、今それが入っているから貴重、入っていないから貴重ではないということではなくて、先ほど読み上げていただいた65年、移設してから65年になるのです。実際50年以上あれば十分に文化財価値はあると言われてはいるのですけれども、喜友名の自治会が、どの部分を登録申請に出してくるかなのです。だから、有名香炉11基で申請すれば、その部分だけしか登録されないですし、9基も併せてやりましょうということであれば、無名ではあるのだけれども、設置した段階から65年、もしかしたら100年ぐらいになる香炉の可能性もあるのです。ですから、その内容を提出した資

料を見て、文化財保護審議会の委員がどのように判断するのか、それを受けて建設部のほうに新たに要請になるのかなと思います。

○知名康司 委員長 宮城政司 委員。

○宮城政司 委員 この陳情第6号の一番下、フトッキアブの香炉について既に元の場所に戻されている、こちらの説明をいただいてよろしいでしょうか、どこに戻されたのか。今回そのような手続をやって文化財登録があったわけではなさそうなのですが、その辺の説明を。

○知名康司 委員長 建設部次長。

○建設部次長 この2基については、フトッキアブにあった2基は、同じように移されているのが過去にあったという、同じような内容です。フトッキアブは、今現在も、そういった香炉とか、そういったものが現在も、それ以外にも、まだ置かれている場所なのです。そこについては、そこから本当にその香炉を持ち出して保管していたものかどうかという内容等を文化課のほうと確認しまして、現在の市街地整備課のほうが事業をしていますので、区域として入っていますので、フトッキアブのところが。その許可を得て保管をしているというような状況に戻してあるという状況です。

○宮城政司 委員 場所は。

○知名康司 委員長 建設部次長。

○建設部次長 フトッキアブも喜友名グスクに近いのですが、先ほど言った西普天間住宅地区側にあるそば屋さんのビル街の、同じようにちょっと下のほうというのですか、そちらのほうにガマみたいな感じであるのがフトッキアブといって……

(何事かいう者あり)

○建設部次長 そうです。ここは、先ほどの喜友名グスクは、ほとんど形態がない状況です。埋まっているのか、壊されたのか、これを文化課のほうで調査することになっているのですけれども、フトッキアブは一応ものが残っていて、ガマがあって、そこにも香炉とか、そういったものが今現在も前から置かれていたので、そこに一時保管をしているということで、戻してあります。これは市街地整備課の区画整理事業の許可を取って、一応置いているというような状況です。

○宮城政司 委員 以上です。

○知名康司 委員長 濱元朝晴委員。

○濱元朝晴 委員 ちょっと宮城政司 委員の質問と関連するのですが、陳情の裏側の喜友名グスクのほこらの一番下の写真がありますよね。この下に2020年6月に香炉が元の場所に移された後、撤去されましたとあるのだけれども、今の話とは、移されたものしか、ちょっと今分らないのだけれども、この撤去という部分が、どういうふうな意味か、ちょっと説明してください。

○知名康司 委員長 建設部次長。

○建設部次長 私も詳細は、ちょっと把握はしていないのですが、先ほど言った、フトッキアブから持ってきたもの、喜友名グスクから持ってきたもの、それを分けて、真ん中にあるように、ほこらが2つあるわけですけれども、フトッキアブのやつは、先ほど言ったように戻しましたので……

(何事かいう者あり)

○建設部次長 フトッキアブのやつはフトッキアブに戻しましたので、喜友名区が保管していた、このほこ

らは必要がなくなったということで、多分撤去したのかなというふうに思われます。

(何事かいう者あり)

○建設部次長 あれはちゃんと持っていっています。それを保管していた場所のほからは撤去したということだというふうに認識しています。

○知名康司 委員長 ほかに。嶺井拓磨委員。

○嶺井拓磨 委員 ちょっと気になったのが、西普天間住宅地区公園緑地等基本計画(案)というのは、どこを見れば分かりますか。僕が分かっていなかったの、聞きたかったのですが、ホームページとかにありますか。

○知名康司 委員長 市街地整備担当技幹。

○市街地整備課市街地整備担当技幹 ホームページ等で、ワークショップ等を開くために昨年基本計画をやって、今年度は基本設計でのワークショップを開くために地域、また権利者関係に通知文を出して、それで先月9月に、本年度第1回の基本設計のワークショップを終えている状況でございます。その中で説明文等も含めた、こういった公園の基本設計の案ということで、ホームページに掲載していたかと思えます。恐らく都市計画課の中……。

○嶺井拓磨 委員 分かりました。ありがとうございました。

(何事かいう者あり)

○知名康司 委員長 嶺井拓磨委員。

○嶺井拓磨 委員 今ちょっと開いてみたのですが、お探しのページは見つかりませんでした。出てきたので、もし何かあればいただきたいというのがあれですが、いかがでしょうか。

(「後ほど基本計画の案を」という者あり)

○嶺井拓磨 委員 ありがとうございます。

○知名康司 委員長 ほかになければ進行いたしますけれども、よろしいですか。

(「はい」という者あり)

○知名康司 委員長 審査中の陳情第6号については、質疑の段階で継続審査にしておきたいと思えます。これに御異議ありませんか。

(「異議なし」という者あり)

○知名康司 委員長 御異議ありませんので、さよう決定いたしました。

---

○知名康司 委員長 休憩いたします。(午前11時39分)

○知名康司 委員長 再開いたします。(午前11時44分)

---

○知名康司 委員長 午前の会議はこれで終わり、午後は2時から会議を開きます。その間休憩いたします。(午前11時45分)

◆午後の会議◆

○知名康司 委員長 再開いたします。(午後2時00分)

これより午後の会議を進めてまいります。

【議題】

議案第53号 令和4年度宜野湾都市計画宇地泊第二土地区画整理事業特別会計補正予算(第1号)

議案第54号 令和4年度宜野湾都市計画佐真下第二土地区画整理事業特別会計補正予算(第1号)

議案第57号 令和4年度宜野湾都市計画西普天間住宅地区土地区画整理事業特別会計補正予算(第1号)

○知名康司 委員長 次に、継続審査となっております議案第53号 令和4年度宜野湾都市計画宇地泊第二土地区画整理事業特別会計補正予算(第1号)、議案第54号 令和4年度宜野湾都市計画佐真下第二土地区画整理事業特別会計補正予算(第1号)、議案第57号 令和4年度宜野湾都市計画西普天間住宅地区土地区画整理事業特別会計補正予算(第1号)、以上3件を一括して議題といたします。

---

○知名康司 委員長 休憩いたします。(午後2時00分)

○知名康司 委員長 再開いたします。(午後2時01分)

---

○知名康司 委員長 お諮りいたします。本3件に対する質疑を終結し、討論を省略いたしたいと思っております。これに御異議ありませんか。

(「異議なし」という者あり)

○知名康司 委員長 御異議ありませんので、質疑を終結し、討論を省略いたします。

これより議案第53号を採決いたします。本件は原案のとおり可決すべきものと決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」という者あり)

○知名康司 委員長 御異議なしと認めます。よって、本件は原案のとおり可決されました。

次に、議案第54号を採決いたします。本件は原案のとおり可決すべきものと決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」という者あり)

○知名康司 委員長 御異議なしと認めます。よって、本件は原案のとおり可決されました。

次に、議案第57号を採決いたします。本件は原案のとおり可決すべきものと決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」という者あり)

○知名康司 委員長 御異議なしと認めます。よって、本件は原案のとおり可決されました。

【議題】

議案第59号 宜野湾市廃棄物の減量化の推進及び適正処理に関する条例の一部を改正する条例について

議案第60号 宜野湾市企業立地促進条例の一部を改正する条例について

○知名康司 委員長 次に、継続審査となっております議案第59号 宜野湾市廃棄物の減量化の推進及び適正処理に関する条例の一部を改正する条例について、議案第60号 宜野湾市企業立地促進条例の一部を改正する条例について、以上2件を一括して議題といたします。

---

○知名康司 委員長 休憩いたします。（午後2時03分）

○知名康司 委員長 再開いたします。（午後2時06分）

---

○知名康司 委員長 お諮りいたします。本2件に対する質疑を終結し、討論を省略いたしたいと思ひます。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」という者あり）

○知名康司 委員長 御異議ありませんので、質疑を終結し、討論を省略いたします。

これより議案第59号を採決いたします。本件は原案のとおり可決すべきものと決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」という者あり）

○知名康司 委員長 御異議なしと認めます。よって、本件は原案のとおり可決されました。

次に、議案第60号を採決いたします。本件は原案のとおり可決すべきものと決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」という者あり）

○知名康司 委員長 御異議なしと認めます。よって、本件は原案のとおり可決されました。

**【議題】**

議案第62号 西普天間住宅地区区画道路築造工事（2工区）請負契約について

○知名康司 委員長 次に、継続審査となっております議案第62号 西普天間住宅地区区画道路築造工事（2工区）請負契約についてを議題といたします。

---

○知名康司 委員長 休憩いたします。（午後2時07分）

○知名康司 委員長 再開いたします。（午後2時09分）

---

○知名康司 委員長 お諮りいたします。本件に対する質疑を終結し、討論を省略いたしたいと思ひます。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」という者あり）

○知名康司 委員長 御異議ありませんので、質疑を終結し、討論を省略いたします。

これより議案第62号を採決いたします。本件は同意すべきものと決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」という者あり）

○知名康司 委員長 御異議なしと認めます。よって、本件は同意されました。

**【議題】**

議案第63号 令和3年度宜野湾市水道事業会計剰余金の処分及び決算の認定について

議案第64号 令和3年度宜野湾市下水道事業会計剰余金の処分及び決算の認定について

認定第3号 令和3年度宜野湾都市計画宇地泊第二土地区画整理事業特別会計歳入歳出決算の認定について

認定第 4号 令和3年度宜野湾都市計画佐真下第二土地区画整理事業特別会計歳入歳出決算の認定について

認定第 7号 令和3年度宜野湾都市計画西普天間住宅地区土地区画整理事業特別会計歳入歳出決算の認定について

○知名康司 委員長 次に、継続審査となっております議案第63号 令和3年度宜野湾市水道事業会計剰余金の処分及び決算の認定について、議案第64号 令和3年度宜野湾市下水道事業会計剰余金の処分及び決算の認定について、認定第3号 令和3年度宜野湾都市計画宇地泊第二土地区画整理事業特別会計歳入歳出決算の認定について、認定第4号 令和3年度宜野湾都市計画佐真下第二土地区画整理事業特別会計歳入歳出決算の認定について、認定第7号 令和3年度宜野湾都市計画西普天間住宅地区土地区画整理事業特別会計歳入歳出決算の認定について、以上5件を一括して議題といたします。

---

○知名康司 委員長 休憩いたします。（午後2時11分）

○知名康司 委員長 再開いたします。（午後2時14分）

---

○知名康司 委員長 お諮りいたします。本5件に対する質疑を終結し、討論を省略いたしたいと思ます。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」という者あり）

○知名康司 委員長 御異議ありませんので、質疑を終結し、討論を省略いたします。

これより議案第63号を採決いたします。本件は原案のとおり可決及び認定すべきものと決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」という者あり）

○知名康司 委員長 御異議なしと認めます。よって、本件は原案のとおり可決及び認定されました。

次に、議案第64号を採決いたします。本件は原案のとおり可決及び認定すべきものと決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」という者あり）

○知名康司 委員長 御異議なしと認めます。よって、本件は原案のとおり可決及び認定されました。

次に、認定第3号を採決いたします。本件は認定すべきものと決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」という者あり）

○知名康司 委員長 御異議なしと認めます。よって、本件は認定されました。

次に、認定第4号を採決いたします。本件は認定すべきものと決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」という者あり）

○知名康司 委員長 御異議なしと認めます。よって、本件は認定されました。

次に、認定第7号を採決いたします。本件は認定すべきものと決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」という者あり）

○知名康司 委員長 御異議なしと認めます。よって、本件は認定されました。

【議題】

陳情第4号 「駐留軍関係離職者等臨時措置法」の有効期限延長に関する陳情

陳情第6号 喜友名グスク内にあった香炉を宜野湾市の西普天間住宅地区公園緑地等基本計画（案）に示された「喜友名グスクゾーン」内に戻すための合祀祠の設置について

○知名康司 委員長 次に、継続審査となっております陳情第4号 「駐留軍関係離職者等臨時措置法」の有効期限延長に関する陳情、陳情第6号 喜友名グスク内にあった香炉を宜野湾市の西普天間住宅地区公園緑地等基本計画（案）に示された「喜友名グスクゾーン」内に戻すための合祀祠の設置について、以上2件を一括して議題といたします。

---

○知名康司 委員長 休憩いたします。（午後2時18分）

○知名康司 委員長 再開いたします。（午後2時35分）

---

○知名康司 委員長 お諮りいたします。本2件については、本定例会で結論を出すのは困難であり、なお慎重に審査する必要がありますので、閉会中の継続審査といたしたいと思っております。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」という者あり）

○知名康司 委員長 御異議ありませんので、さよう決定いたしました。

---

○知名康司 委員長 休憩いたします。（午後2時35分）

○知名康司 委員長 再開いたします。（午後2時36分）

---

#### 【議題】

##### 所管事務調査について

○知名康司 委員長 次に、所管事務調査についてを議題といたします。

本委員会の所管事務調査事項については、休憩中にお諮りいたしましたように、①、市民経済行政に関する事務調査、②、建設行政に関する事務調査、③、上下水道事業に関する事務調査に決定いたしたいと思っておりますが、これに御異議ありませんか。

（「異議なし」という者あり）

○知名康司 委員長 御異議ありませんので、さよう決定いたしました。

---

○知名康司 委員長 休憩いたします。（午後2時37分）

○知名康司 委員長 再開いたします。（午後2時37分）

---

#### 【議題】

##### 所管事務調査について

○知名康司 委員長 次に、①、市民経済行政に関する事務調査、②、建設行政に関する事務調査、③、上下水道事業に関する事務調査、以上3件を一括して再び議題といたします。

お諮りいたします。本3件については、本定例会で結論を出すのは困難であり、なお慎重に審査する必要

がありますので、本委員会委員の任期の間、閉会中の継続調査といたしたいと思います。これに御異議ありませんか。

(「異議なし」という者あり)

○知名康司 委員長 御異議ありませんので、さよう決定いたしました。

以上をもちまして、本委員会に付託されました案件の審査は全部終了いたしました。よって、本委員会を閉会いたします。御苦労さまでございました。

(閉会時刻 午後2時38分)